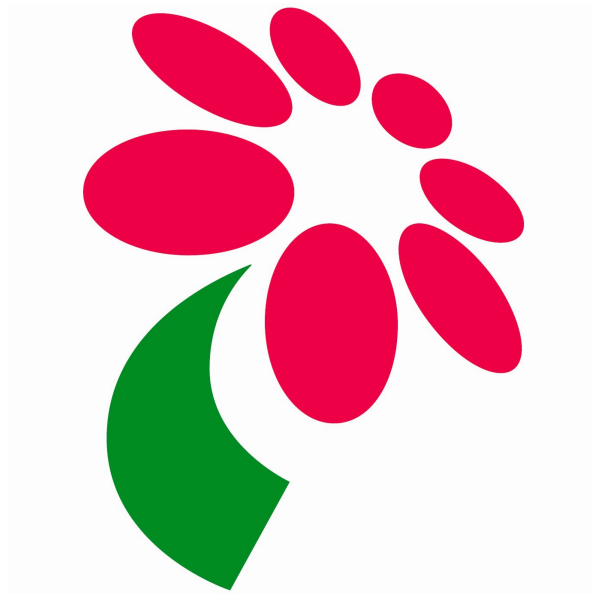


南房総市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～7年度



千葉県南房総市

令和7年4月

はじめに	1
1 基本的な事項	2
(1) 市の概況	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
3 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	19
(3) 計画	22
(4) 産業振興促進事項	28
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	28
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	28
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
4 地域における情報化	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
5 交通施設の整備、交通手段の確保	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
6 生活環境の整備	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
8 医療の確保	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54

9	教育の振興	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	55
(3)	計画	57
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	61
10	集落の整備	62
(1)	現況と問題点	62
(2)	その対策	62
(3)	計画	63
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	63
11	地域文化の振興等	64
(1)	現況と問題点	64
(2)	その対策	64
(3)	計画	65
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	65
12	再生可能エネルギーの利用の推進	66
(1)	現況と問題点	66
(2)	その対策	66
(3)	計画	67
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	67
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	68
(1)	現況と問題点	68
(2)	その対策	68
(3)	計画	69
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	69
	事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	70

はじめに

趣 旨

本市は、平成18年3月に富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町が合併して誕生しました。

以来、本市では、合併後の方向性を示した新市建設計画の基本理念、将来像及び基本方針を尊重し、地域の課題を的確に捉え、市民と行政が共有できるまちづくりの指針となるよう、平成20年度から29年度までの10年間を計画期間とした第1次南房総市総合計画を策定、引き続き、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とした第2次南房総市総合計画を策定して将来にわたる持続的な発展を展望したまちづくりを推進しています。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に関する本市の状況は、合併前においては、改正前の過疎法第2条の規定により、富浦町・白浜町・千倉町・丸山町・和田町が過疎地域の指定を受けました。

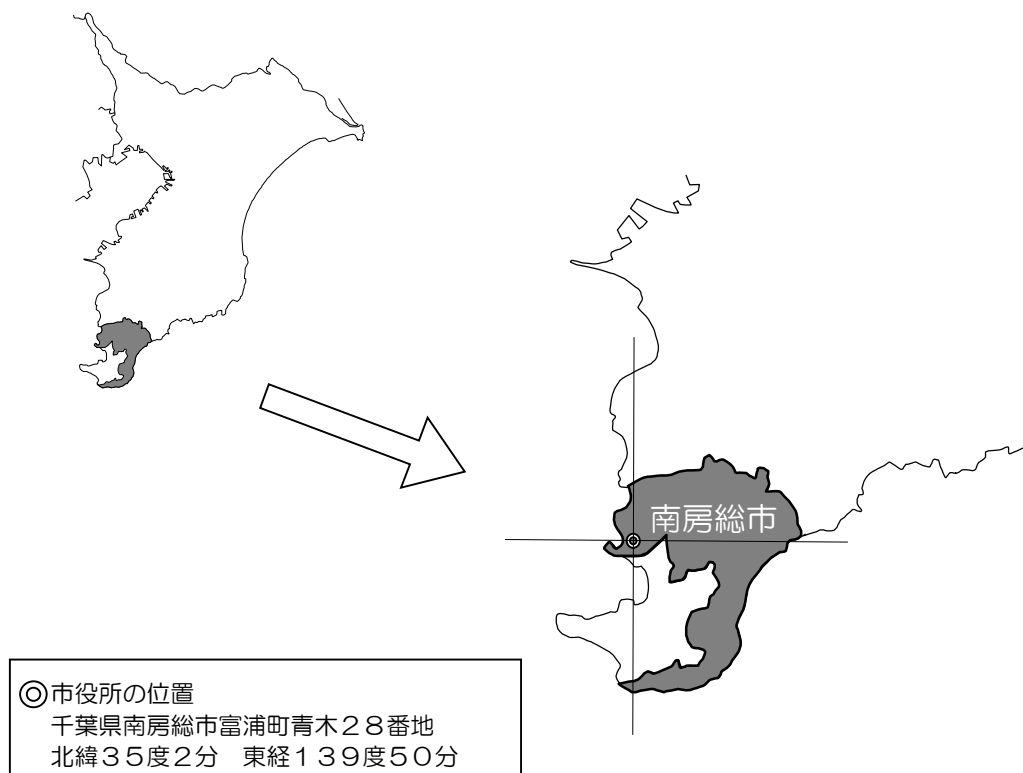
合併後は、同法第33条第1項の規定により、本市全域が過疎地域とみなされました。

平成22年、改正後の同法第2条の規定により、本市全域が過疎地域の指定を受けたことから、過疎法第6条第1項により南房総市過疎地域自立促進計画（平成22年度～27年度）を策定しました。その後、同法の期限再延長に伴い、平成28年度以降についても引き続き過疎対策を推進していくため、その取組期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とする新たな南房総市過疎地域自立促進計画を定め取り組んできました。

この度、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。）が令和3年4月1日に施行されたことを受け、本市全域を対象地域とした新たな南房総市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～7年度）を定めるものです。

本 市 の 位 置

千葉県での位置



資料：国土地理院

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、房総半島の南端に位置し、北側には県下最高峰の愛宕山をはじめ、富山等300m以上の山々が連なっており、西側には東京湾、東側及び南側には太平洋と三方を海に囲まれ、その海岸線は、南房総国定公園に指定されている。

また、首都東京から100km圏に位置し、時間距離2時間程度、県庁所在地の千葉市までは70分程度の時間距離にある。

平成9年に開通した東京湾アクアライン、平成16年に開通した一般国道127号富津館山道路に続き、平成19年に館山自動車道が開通し、都心からの交通アクセスは飛躍的に向上したため、時間距離の短縮により、半島性を解消しつつある。

気候は、沖合を流れる暖流の影響により冬は暖かく夏は涼しい海洋性の気候で、一部無霜地域もある。

本市が位置する安房地域は、718年に上総国から分かれ明治初期まで安房国と呼ばれ、かつては多数の荘園が存在しており、これらは中世末まで統治者の交代を繰り返してきたが、戦国時代に入り15世紀中頃に里見氏が安房統一を果たし、戦国末期に館山城を築城して安房国統治の拠点とした。

しかし、その後里見氏は、江戸幕府による全国支配体制の確立により、1614年に改易され、以降この地は旗本領、天領、小大名の領地として分割統治される。

近代に入り、明治11年の郡区町村編成法施行により郡制を施行し、明治30年には「交通の便が相互にあり、且つ民情風俗に大差ない」という理由から、安房郡、平郡、朝夷郡、長狭郡の四郡を合併して、現在の安房郡が形成された。

そして、昭和30年前後に安房郡富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町が誕生し、平成18年3月にこの7町村が合併し、新しく南房総市が誕生した。

イ 過疎の状況（人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等）

本市の国勢調査によると、昭和35年に66,484人であった人口は減少を続け、平成27年には39,033人（△41,3%）まで減少している。

過疎地域の指定は、昭和45年に三芳村（昭和55年まで）、昭和55年に丸山町・和田町、平成9年に白浜町、平成12年に富浦町・千倉町がそれぞれ指定を受け、これまでに地域の活性化や定住人口の安定を図るために、豊かな自然環境を生かしながら、生産基盤の整備、災害のない安全なまちづくり、交通通信体系の整備、生活環境施設の整備、教育文化施設や福祉施設の整備を行うとともに、観光レクリエーション施設等の整備による地域間交流の促進など地域活性化に努めてきた。

人口減少・少子高齢化は、地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらすことが問題であり、これまでその課題毎に事業を実施してきたが、世界及び国全体の経済構造の変化など、社会的要因により依然として若者の流出が続き、少子高齢化が顕著となっている。

このため、更なる効率的で効果的な手段を講じ、定住促進などを推進し、活力ある持続可能な地域社会を構築していく必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、千葉県の総合計画等における位置づけ等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

本市は、豊かな自然環境と快適な気象条件に恵まれており、それ自体が貴重な財産である。

交通アクセスは、東京湾アクアライン、館山自動車道等、南房総地域と他地域を結ぶ広域幹線道路網の整備により、首都圏との時間距離が縮まり、都市地域との交流・連携が進められ、地域の活性化が図られている。

また、リゾート地域としての要素を活用し、本来の基幹産業である農業・水産業を観光に結びつけ、従来の観光から、通年型観光・滞在型体験観光への転換を進めている。

一方、本市の少子・高齢化による人口減や高齢社会に加え、周辺企業の選択肢不足に伴う都会指向が進むことにより人口の流出が続いていることから、これらに対応した持続可能な施策の展開が必要とされている。

今後は、基幹産業である農業・水産業の振興、観光レクリエーションづくりを促進し、第一次産業と第二次・第三次産業の均衡ある振興を図るとともに、雇用の場の確保によるU・I・Jターン者を含めた子育て世代の移住、定住促進とそのための環境づくりを推進し、地域の活性化を図る必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口動態は、国勢調査推移を見ると、表1-1(1)のとおり、昭和35年国勢調査で66,484人でしたが平成27年国勢調査で39,033人と55年間で27,451人(△41.3%)もの減少を生じている。

このような減少傾向を示す本市の人口動態の特徴を考察するため、年齢階層別人口の推移について、昭和35年国勢調査では20,980人で全体の31.6%占めていた0歳から14歳の階層が、平成27年国勢調査では3,608人で全体の9.2%に大幅に減少している。

また、15歳から64歳の生産年齢人口、特に15歳から29歳の若年者層についても同様に減少傾向が現れている。

このことから、少子化の進行、若年者層の人口流出に歯止めがきかない現状であることがわかり、これらの若い世代の人口減少は、本市の経済、生産機能を低下させる大きな要因となっている。

一方、高齢者の人口推移を見ると、その構成比は年々増加傾向にある。

65歳以上の高齢者比率の変化は、昭和35年国勢調査では6,625人で総人口の10.0%にすぎなかったが、近年急激な増加を示しており平成27年国勢調査では16,826人で総人口の43.1%と高い値を示している。

このことから、全体的な人口動態は、若年層において特殊な人口増加をもたらすような作用が働かないかぎり、引き続き若年層の減少と高齢者層の増加傾向は進むものと予想される。

また、令和2年3月31日の住民基本台帳人口による男女別人口では、表1-1(2)のとおり総数37,444人に対して、男17,977人(48.0%)、女19,467人(52.0%)となっており構成比では女が4.0%多くなっている。

将来の人口の見通しとしては、表1-1(3)のとおり、令和42年の人口は15,773人となり、平成27年の39,175人(人口ビジョン作成時の推計値であり、その後実施された平成27年国勢調査では39,033人で推計値よりも△1,42人下降していることが確認できる)と比較すると23,402人の減少となり、平成22年と比較した50年で40%以下の人口になると推計されている。

イ 産業の推移と動向

産業別就業者の推移は表１－１（４）のとおりで、昭和３５年と平成２７年を比較してみると、第一次産業については、昭和３５年には６９．９％と非常に高い割合を示していたが、平成２７年には２０．５％と大幅な減少を示している。

このことから、本市においても若年者層の農業・水産業離れが進んでおり、本市の基幹産業である農業・水産業の後継者の育成、就業環境の整備が急務な課題である。

一方、第二次産業はほぼ横ばい傾向にあり、第三次産業については、昭和３５年の２１．９％から平成２７年には６４．３％と大幅な増加を示している。

この傾向は、国内経済の進行と平行して今後も続くものと予想されるが、若年層人口の減少や高齢者比率の増加などを考慮すると、就労者数の確保、学卒者をはじめとする若者の市外流出防止をいかに図るかが大きな課題である。

表１－１ （１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 66,484	人 57,323	% △13.8	人 51,228	% △10.6	人 44,763	% △12.6	人 39,033	% △12.8
0歳～14歳	20,980	12,487	△40.5	8,261	△33.8	4,831	△41.5	3,608	△25.3
15歳～64歳	38,879	36,860	△ 5.2	31,730	△13.9	24,866	△21.6	18,585	△25.3
うち 15歳～ 29歳 (a)	13,197	10,381	△21.3	6,735	△35.1	4,667	△30.7	3,030	△35.1
65歳以上 (b)	6,625	7,976	20.4	11,236	40.9	15,066	34.1	16,826	11.7
(a)／総数 若年者比率	% 19.8	% 18.1	—	% 13.1	—	% 10.4	—	% 7.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 10.0	% 13.9	—	% 21.9	—	% 33.7	—	% 43.1	—

表1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成22年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 43,860	—	人 40,776	—	% △ 7.0	人 37,444	—	% △ 8.2
男	20,904	% 47.7	19,573	% 48.0	△ 6.4	17,977	% 48.0	△ 8.2
女	22,956	% 52.3	21,203	% 52.0	△ 7.6	19,467	% 52.0	△ 8.2

区 分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民を除く)		人 40,471	—	% △ 7.0	人 37,046	—	% △8.5
男 (外国人住民を除く)		19,498	% 48.2	△ 6.4	17,874	% 48.2	△8.3
女 (外国人住民を除く)		20,973	% 51.8	△ 7.6	19,172	% 51.8	△8.6
参 考	男（外国人住民）	75	0.2	△ 3.8	103	0.3	37.3
	女（外国人住民）	230	0.6	△ 9.4	295	0.8	28.3

表1-1 (3) 人口の見通し

区分	平成22 国勢調査	平成27 推計値	令和2 推計値	令和7 推計値	令和12 推計値	令和17 推計値	令和22 推計値	令和27 推計値
人口	42,104	39,175	36,154	33,112	30,170	27,338	24,648	22,088
生産人口	22,206	18,843	16,305	14,569	13,214	11,755	10,229	9,034
高齢者人口	15,784	16,806	16,848	15,993	14,753	13,587	12,595	11,375

区分	令和32 推計値	令和37 推計値	令和42 推計値
人口	19,763	17,675	15,773
生産人口	8,202	7,565	6,798
高齢者人口	10,079	8,838	7,871

※平成22年は国勢調査の実績値、平成27年以降は推計値（人口ビジョンより）

表1－1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 33,498	人 29,440	% △12.1	人 27,454	% △ 6.7	人 23,348	% △14.9	人 19,136	% △18.0
第一次産業 就業人口比率	% 69.9	% 43.0	—	% 31.5	—	% 25.0	—	% 20.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 8.2	% 17.7	—	% 19.8	—	% 17.5	—	% 15.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 21.9	% 39.3	—	% 48.7	—	% 57.5	—	% 64.3	—

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の急激な変化に伴う過疎化や少子高齢化社会が進行する一方、環境問題、高度情報化、地方分権などにより、行政需要は年々複雑・多様化し増大するとともに、自己決定・自己責任による自主的で自立的な行政運営が求められている。

こうした社会の変化や行政需要に対応するためには、行政改革の推進が緊急かつ重要な課題とされている。

本市の行政機構は、平成18年3月の合併以降、市域の拡大による新たな行政需要等に対応するとともに、行政サービスに支障をきたさないよう留意する中で、合併による効果を最大限に発揮できる組織として、6部・1局及び教育委員会を含む6事務局を設け行政を執行している。

広域行政は、安房管内3市1町で安房郡市広域市町村圏事務組合を組織し、粗大ごみの処理、火葬場、消防及び地域救急医療などの事務を共同処理している。

また、鋸南地区環境衛生組合、三芳水道企業団、南房総広域水道企業団、千葉県市町村総合事務組合、千葉県後期高齢者医療広域連合において事業を実施している。

今後は、価値観の多様化などに伴う市民の行政需要の増大が予想される一方で、少子高齢化や高度情報化の進行により、職員の定員適正化と組織のスリム化を進めながら、より効率的かつ効果的な行政運営と、地域づくりを進めていく必要がある。

イ 財政の状況

令和元年度における普通会計決算の状況は、以下のとおりである。

一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、143億3千万円である。

財政に関する主要指標は、経常収支比率の状況は93.7%であり、財政力指数が0.32である。

また、健全化判断比率については、実質公債費比率が7.9%、将来負担比率は実質的負担無しとなっている。

一方、積立基金現在高の状況は、242億6千万円で、このうち財政調整基金が38億4千万円、減債基金が51億5千万円、その他特定目的基金が152億7千万円である。

歳入は、地方交付税(38.4%)の占める割合が高く、次いで市税(14.8%)である。

市税については、39億5千万円で、このうち固定資産税の構成比が52.1%、市民税の構成比が38.6%である。

歳出は、性質別で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が44.0%を占めており、義務的経費に物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費の構成比は83.0%、投資的経費の構成比は、15.1%、積立金等が1.9%である。

表1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	25,441,806	25,197,840	26,665,113
一般財源	15,658,510	15,850,883	15,249,081
国庫支出金	2,631,652	2,165,082	3,046,621
都道府県支出金	1,016,043	1,125,424	1,217,616
地方債	3,642,700	3,413,600	2,353,500
うち過疎対策事業債	687,100	310,000	845,900
その他	2,492,901	2,642,851	4,798,295
歳出総額 B	24,179,619	24,033,098	22,923,878
義務的経費	9,519,237	9,823,536	10,083,064
投資的経費	3,975,074	4,367,471	3,460,767
うち普通建設事業	3,894,038	4,334,019	2,732,654
その他	9,674,328	9,437,511	8,387,712
過疎対策事業費	1,010,980	404,580	992,335
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,262,187	1,164,742	3,741,235
翌年度へ繰越すべき財源 D	212,879	146,597	2,401,853
実質収支 C-D	1,049,308	1,018,145	1,339,382
財政力指数	0.39	0.35	0.32
公債費負担比率	16.0	19.6	18.6
実質公債費比率	10.4	6.5	7.9
経常収支比率	79.7	86.8	93.7
将来負担比率	32.0	—	—
地方債現在高	29,383,070	28,201,970	24,387,933
積立基金残高	14,088,145	22,416,189	24,262,555

ウ 公共施設の整備状況

これまで旧7町村において、遅れていた社会資本の整備や住民福祉と生活環境の向上を図るため諸施策を積極的に進めてきた結果、主要公共施設の整備水準は向上している。

市道の改良・整備や地域情報システムなど交通通信体系の整備、小中学校の校舎など教育環境の整備、上水道施設等の生活環境の整備、また、産業振興施設、保健福祉施設、公民館及びコミュニティ施設など多面的にわたって整備を行ってきた。

しかしながら、地理的条件の悪い地域においては、依然としてこれらの整備が進んでいない状況にあるが、人口減少や既存施設の老朽化など、公共施設の統廃合による効率的な再編が必要とされている。

今後は、若者定住の促進や高齢者対策、地域活力の向上等を図っていく観点からも、生活インフラや新しい地域拠点整備が必要となってきたが、幼年人口の減少とこれに伴う総人口の減少が続く現状においては、これらの動向を見極め、施設の必要性と運営の効率性といった両面のバランスを十分検討し、平成27年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づいた再編・整備を行っていくことが必要である。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	30.7	32.9	35.9	41.8	45.7
舗 装 率 (%)	57.8	91.3	93.2	94.7	94.7
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	18,189	16,820
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	7.2	3.8	9.8
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	91,632	91,632
林野1ha当たり林道延長(m)	11.8	10.5	11.9	7.4	7.5
水 道 普 及 率 (%)	85.2	88.1	88.9	95.0	97.9
水 洗 化 率 (%)	—	—	64.6	70.6	85.3
人口千人当たりの病院、 診療所の病床数(床)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、房総半島の最南端に位置し、房総丘陵を抱え三方を海に囲まれた温暖な地域であり、豊かで穏やかな自然と四季折々に咲き乱れる花々など、沖合に流れる黒潮の影響を受けた自然の資源と、古代から近代に至る遺跡や社寺などの歴史的資源を有している。

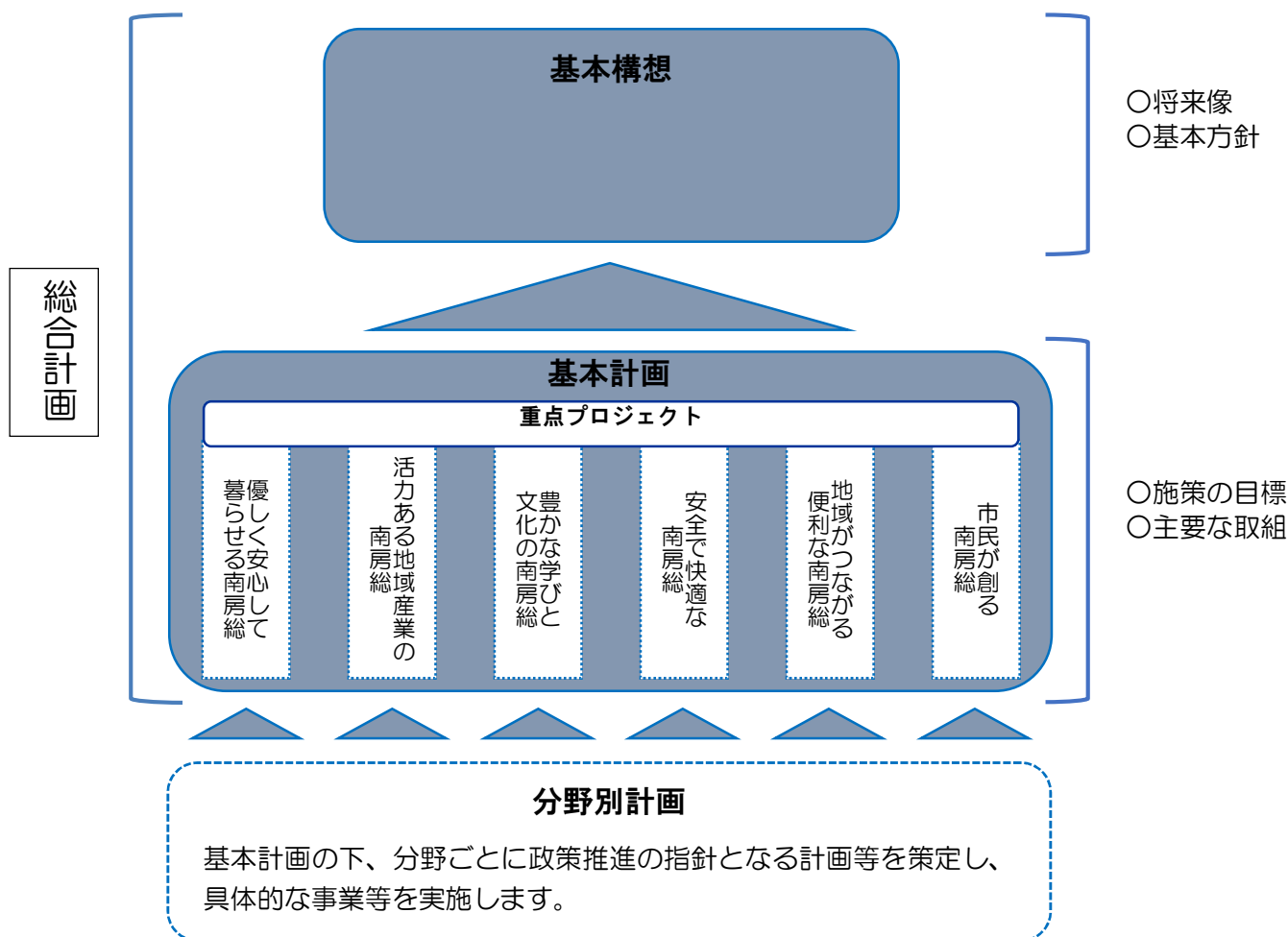
また、農業・水産業を中心に発展してきた本市は、首都圏から近いという地理的条件のもと、地域の特色ある資源を活かした観光業も発展してきた。

しかしながら、産業構造の転換や余暇ニーズの変化による農業・水産業・観光業の低迷、若年層の地域外流出等による人口の減少、少子高齢化の進行などの地域課題が顕在化し、今までの方策のままでは地域経営が立ち行かなくなる可能性がある。

このため、市民一人ひとりが、この地に誇りと愛着を持ち、地域の良さを見つめ直し、これを社会環境の変化に対応させつつ、最大限に活かしたまちづくりを創造することが重要である。

本市では、『ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総』を将来像として掲げており、この将来像を実現するため、6つの基本方針を定め、地域づくりの根幹である“人”が、それぞれのゆめ（願い）を大切に育み、みらい（将来）を構築していくため、それぞれが持つ地域の力（人・自然・産業・歴史など）をひとつに合わせ、市全体で「魅力の郷 南房総」を創っていくことを目指す。

《計画の構成》



将来像を実現するため、6つの分野について、以下を基本方針としてまちづくりを進めていきます。

1 優しく安心して暮らせる南房総（保健・医療・福祉）

市民誰もが、生涯安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

市民自らの健康づくりや地域の保健・医療体制の充実により、健康寿命の延伸と、子どもから高齢者まで一人ひとりが健康なまちの実現を目指します。また、地域全体で共に支え合い、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、誰もがいつまでも生きがいを持って、生き生きと過ごせるまちの実現を目指します。

2 活力ある地域産業の南房総（産業・雇用）

地域に活力を生む産業と、多様な雇用の場を創出するまちづくりを進めます。

農業の高付加価値化や水産業の経営安定化に加え、地域産業の基盤である農水産業の担い手確保・育成を目指します。また、地域の推進体制の確立に努めながら、南房総市ならではの資源を活かした観光振興により地域活性化を図るとともに、高齢化が進む地域の実情に即した商工業の振興や技術の伝承を図ります。さらには、起業や新事業の創出などを支援するとともに、企業誘致にも努め、産業活性化と雇用確保を目指します。

3 豊かな学びと文化の南房総（教育・文化・スポーツ）

子どもから高齢者まで、学習活動やスポーツ活動を楽しめるまちづくりを進めます。

多様化する子育てニーズを踏まえつつ子育て支援体制の充実を図り、地域の中で子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。また、家庭・学校・地域の連携を通じ、一人ひとりの特性に応じた学力と、故郷への誇りを持った園児・児童・生徒の育成を目指します。学校教育施設については、児童・生徒数の動向を踏まえつつ、整備・充実を図ります。

市民のニーズに応じた生涯学習活動を促し、生きがいの創出を図ります。また、市民の文化活動を促進するとともに、地域との協働により民俗芸能を継承していきます。

スポーツ合宿の誘致などにより地域の活性化を図るとともに、市民が生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境整備を推進します。

4 安全で快適な南房総（生活・自然）

安全・快適で、うるおいのある市民生活を送ることのできるまちづくりを進めます。

市民の意識高揚に努め、関係機関と連携を図りながら、交通安全・防犯対策、防災体制と救急救命体制の確立を進め、安全・安心なまちづくりを目指します。

「南房総市環境基本計画」に即し、再生可能エネルギーの普及促進や、ごみの資源化を推進します。また、南房総ならではの美しい景観の保全と再生、公園などの適正な維持管理に努め、市民と来訪者に愛されるまちを目指します。

併せて、水の安定的な供給や、海や河川の水質保全を図るとともに、ごみ処理施設の整備などを通じて、住みやすい環境づくりを目指します。

5 地域がつながる便利な南房総（道路・交通）

交通ネットワークを充実し、市民の観光交流や経済活動を促すまちづくりを進めます。

道路整備により広域交通の利便性を高めるとともに、地域内では快適で安全な道路づくりを目指します。また、市民や来訪者が利用しやすいよう、地域内の公共交通体系の確立を目指します。

6 市民が創る南房総（移住促進・市民参加・行財政）

市民と行政のみならず、南房総市で活動するさまざまな主体の協働により、“私たちのふるさと・南房総”を力を合わせて創ります。

市民主体による国内外の地域との交流を促すとともに、男女が対等で、自らの意思により個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

また、市民一人ひとりの参加意識を高めながら、地域における主体的活動の活性化を図るとともに、市は、市民にとって身近であり、将来にわたって持続可能な行財政運営を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

(ア) 人口規模の長期的展望

平成 27 年 12 月に作成した人口ビジョンにおいて令和 42 年の人口規模を 30,288 人と設定した。令和 7 年では 34,321 人を目標として必要な施策を推進する。

(イ) 合計特殊出生率

国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和 12 年に国の目標値である 1.80、令和 22 年に国の目標値である 2.07 と概ね整合する 2.03、令和 27 年に結婚等アンケート調査で理想とする子ども数の 2.14 に到達し、長期にわたって維持することを目標とする。なお、令和 7 年には 1.68 を目標とする。

(ウ) 目標出生率の実現に必要な転入者数

20 歳から 39 歳の人口は平成 30 年度末 4,712 人であり、過去 3 年の 20 歳から 39 歳の減少平均は、△222 人である。本市の最上位計画である総合計画内の重点プロジェクトで掲げる 20 歳から 39 歳人口 4,800 人の維持のためには、471 人の転入者に対し 222 人の上乗せが必要であり、目標値を 700 人とする。

イ 財政に関する目標

成果指標	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 7 年度）
① 経常収支比率	90.3%	91.5%
② 実質公債費比率	8.3%	9.0%
③ 将来負担比率	—	—

ウ その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

成果指標	現状値	目標値（令和 7 年度）
① 子育てアンケート満足度	52.9%（平成 30 年度）	63.0%
② 従業者 1 人当たりの付加価値額	2.9 百万円／人（平成 28 年度）	3.5 百万円／人
③ 創業比率	3.2%（平成 28 年度）	5.0%
④ 観光入込客数	5,444 千人（平成 30 年度）	6,000 千人
⑤ 20 歳～39 歳で将来にわたり定住意向のある人の割合	41%（平成 30 年度）	60%
⑥ 住宅土地統計調査 ※住宅総数に対する空き家のうちその他の住宅の割合	11.8%（平成 30 年度）	10.0%
⑦ 転入者数（20 歳～39 歳）	471 人（平成 30 年度）	700 人
⑧ 空き家バンクによる貸し物件改修補助件数	11 件（令和 2 年度までの累計）	20 件（令和 7 年度までの累計）
⑨ 住宅取得奨励補助金補助件数	607 件（令和 2 年度までの累計）	750 件（令和 7 年度までの累計）
⑩ 新規就農者数	8 人／年	14 人／年
⑪ 公共交通の利用者数	年間バス利用者数（H30）359,499 人	年間バス利用者数（R7）現況値
⑫ 集落支援員数	11 人（令和 3 年度）	11 人

⑬ 住宅用省エネルギー設備設置 費補助金補助件数	8 件（令和 2 年度）	15 件
-----------------------------	--------------	------

※上記①～⑥の成果指標、現状値、目標値は第 2 期南房総市総合戦略より抜粋し、令和 6 年度の数値を令和 7 年度に調整。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、毎年度、南房総市総合計画及び南房総市総合戦略の評価時期に合わせ、庁内での評価のうえ外部有識者や市民代表等で構成される南房総市総合計画審議会において評価することとする。評価結果については、議会に報告するとともに、ホームページにおいても公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 27 年 6 月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市は、少子高齢化の進行が国・県の数値よりも進んだ地域であり、持続可能な地域として地域や生活を維持していくためには、次世代を担う子育て世代の確保が必要である。また、移住先としての認知度向上のため、独自性を打ち出した情報発信が必要とされている。

さらに、移住・定住については、本市のみでなく、館山市・南房総市定住自立圏など広域的な連携により、圏域に移住・定住することで、圏域全体としての人口減少対策の取り組みが重要である。

イ 地域間交流の促進、人材育成

地域イベントによる賑わいの創出や他地域との交流など様々な分野において、地域課題の解決や緩和を目的とした地域づくり活動が行われている。

一方で、人口減少や高齢化をはじめ、世代間格差や暮らしや考え方の多様化などにより、地域づくり団体の組織力の低下、人材の減少、地域内の連携やコミュニケーションの衰退、地域内外ネットワークの弱体化が懸念されている。

これらの状況は、機能的、効率的な地域づくり活動の妨げや地域づくり活動の廃止だけでなく、地域住民主体の地域運営の妨げにも繋がる恐れもあることから、組織力の維持・強化、人材の発掘と育成、地域内の連携やコミュニケーションの維持・強化、地域外ネットワークの強化が課題である。

(2) その対策

ア 移住・定住

- (ア) 本市で働き、暮らすための環境を整え、Iターン・Uターンを促進するとともに、住宅の取得や空き家の有効活用を支援する。
 - ・空き家バンクにより、空き家情報の発信や貸し物件の改修費用を補助
 - ・住宅取得奨励補助金制度により若者の移住者へ最大200万円を補助するなど、子育て世代を中心とした定住支援
- (イ) 移住セミナーの開催や移住相談・移住体験支援制度の拡充を図る。
 - ・オンラインを活用した移住支援制度を継続、強化
- (ロ) 移住先として選ばれるまちを目指し、市の魅力を継続的に発信する。
 - ・市民を巻き込んだ情報発信
- (ハ) 独身男女の素敵な出会いの場を演出し、若者の定住を推進する。
 - ・婚活イベントの継続実施
- (ニ) 広域的な連携により移住・定住を促進する施策を推進する。
 - ・館山市・南房総市定住自立圏構想

イ 地域間交流の促進、人材育成

地域間交流を活発化させる仕掛けづくりや環境づくり、地域づくり活動の機能性や効率性を高めるための取組みを支援する。

また、地域リーダーの育成など地域づくり団体の組織力の維持・強化や、地域づくり活動の機能性や効率性を高めていく。

- ・地域リーダーの育成
- ・地域内コミュニケーションの維持・強化及びその支援
- ・地域内外ネットワークの構築と強化及びその支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	住宅取得奨励事業 「具体的な事業内容」 市内に優良な住宅を取得した子育て世帯や若年者等への奨励金交付 「事業の必要性」 人口減少を食い止める必要性 「見込まれる事業効果等」 若者の定住促進と地域経済の活性化	南房総市	
		空き家利活用促進事業 「具体的な事業内容」 空き家バンクによる賃貸契約物件改修への奨励金交付 「事業の必要性」 空き家バンクの登録促進と物件の充実 「見込まれる事業効果等」 市民と市外居住者との交流拡大と移住促進による地域活性化	南房総市	
		移住・定住推進事業 「具体的な事業内容」 移住相談、セミナー、移住体験、婚活支援 「事業の必要性」 移住者増加による地域活性化 「見込まれる事業効果等」 持続可能な地域づくりに寄与	南房総市	
		シティプロモーション推進事業 「具体的な事業内容」 移住先としての認知度向上のための市民を巻き込んだ情報発信 「事業の必要性」 他自治体との差別化とシビックプライド（市民としての誇り）の醸成 「見込まれる事業効果等」 移住者増加と定住促進	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本市は、温暖な気候を活かした水稻・花卉・野菜・果樹等を中心とした農業が営まれており、無霜地帯という気象条件を活かした冬季の露地花栽培が盛んであり、収益性の高いびわ、みかんなどの果実、花卉の産地となっている。また、我が国の酪農発祥の地でもあり、酪農の盛んな地域である。

しかしながら、農家 1 戸あたりの耕地面積は全体的に県平均と比べて小さく、農業生産所得も低位であるため、第 1 次産業の構成比は高いものの、経営規模は相対的に小規模となっている。このような状況は、農業従事者の高齢化や若年者の担い手不足を招き、耕作放棄地を増加させるとともに、農産物価格の低迷等が農業への就労離れに、より一層の拍車をかけている。また、有害鳥獣が人々の生活圏まで侵入し、農作物へ多大な被害を与えているため、農業従事者の耕作意欲を大きく低下させるひとつの要因とされている。

こうした現状を踏まえ、次世代に引き継げる農業を創造していくには、経営規模拡大のための優良農地の確保を基本とし、地域の実情に即した農業生産体制の確立、戦略的な生産・販売を行う農産物の選定、社会経済情勢の変化に積極的に対応し、地域内や地域外のニーズに適切に対応した流通体制の整備、農業の担い手の中核となる認定農業者の育成・確保と生産組織の強化をどのように図っていくかが課題である。

また、農業経営から発生する農業廃棄物、家畜排せつ物等の処理に対する環境問題が生じているため、廃棄物を資源として再利用し、地域と共生できる資源循環型農業を実践していく必要がある。さらに、地域を取り巻く生活環境や景観の整備等により、豊かで活力ある集落を創ることが必要である。

林業については、社会・経済情勢の変化により労働者の高齢化、担い手の減少、不在地主の増加、木材価格の低下など厳しい環境が依然として続いている。

しかし、森林は林産物生産の経済的機能だけでなく、水源涵養、災害防止などの国土保全機能、二酸化炭素吸収源としての生活環境保全機能、また近年では余暇、レクリエーションなど保健文化的機能、木質チップやペレット等のエネルギー素材としての要請が高まっており、どのように森林の多面的機能を有効かつ高度に発揮できるか、また、資源の有効活用を図るかが課題である。

イ 水産業

本市の水産業は、回遊性の魚種、アワビ・イセエビ等の磯根魚種を中心として、各種魚類・貝類・海藻類等の資源に恵まれており、県下水産業の中心地域のひとつとして、アジ、サバ、カツオ等を対象とした一本釣り、さし網、曳縄等の漁船漁業に加え、定置網や採貝藻及び各種養殖業が盛んである。

さらに、関東唯一の沿岸捕鯨基地となっている和田地区では、現在、年間約 26 頭のツチクジラを捕獲している。

しかし、資源の減少及び就業者の高齢化と後継者不足から、地域の漁業生産力は低下し、漁業経営の悪化とともに漁村の縮小が続いている。

このような現状を踏まえ、活力ある水産業を形成するためには、引き続きアワビの種苗放流等の栽培漁業の振興や、漁業の効率化を推進し漁業経営の安定化を図るとともに、都市と漁村の交流の場の整備及び海洋性レクリエーションの受入体制の整備等によってブルー・ツーリズムを推進し、魅力ある漁村の創造を図ること、また、観光等の異分野との連携を図りながら、多面的に水産業を支援し、漁村の再生を図っていくことが喫緊の課題である。

ウ 商業

小売業の事業所数は、平成28年で399事業所、従業者数は1,549人、年間商品販売額は21,019百万円となっており、平成19年と比較すると事業所数は27%減少、従業者数は30%減少、年間商品販売額は17%減少している。

一方、中心商店街の現状は、駐車場の未整備、また楽しくショッピングできるような歩道スペースなどの未整備から回遊性に乏しく、多様化する消費者ニーズを満足させる商品が十分でない等の快適な買物環境も欠けており、購買力を吸収しきれていない状況にある。

さらに、利便性を追求した郊外型店舗等の進出などにより、激しい価格競争もあり、地元商店を取巻く環境は厳しさを増している。

このような現状を踏まえ、商業を振興し雇用機会を拡大するためには、個々の商店の経営基盤の強化と合理化を進め、そして、相互の協力による快適な買物環境をもった商店街をつくり、多様化した消費者ニーズに対応していく必要がある。

エ 工業

工業の事業所数は、平成30年で64事業所、従業者数は1,074人、製造品出荷額は12,805百万円となっており、平成25年と比較すると事業所数は、10%減少、従業者数はほぼ横ばいであり、製造品出荷額は9%増加している。

しかしながら、本市は中山間地域も多くあり、平地の多くは農業振興地域の農用地に指定されていることなどもあり、工業団地は整備されておらず、製造業を含めて企業の進出や再投資が極めて限られた状況にある。

このような現状を踏まえ、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道、富津館山道路などの幹線道路網の整備により、都心からのアクセス向上により、立地条件の高まりを最大限活用して、地域資源を生かした企業誘致や起業家支援をするなど、雇用の拡大を促して地域の活性化を推進する必要がある。

オ 観光業

本市の年間入込観光客数は、平成22年に550万人を超えていたが、東日本大震災の影響により落ち込んだものの、その後回復傾向にあったが、令和元年房総半島台風の被害に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国全体の人流が抑制され、入込観光客（令和元年440万人）は減少している。また、インバウンド推進の取り組みを行っているものの、訪日外国人観光客（令和元年3,348人）が少ない状況である。

さらに、少子高齢化による担い手不足により主力観光資源である花畑の遊休化や農業体験の減少、観光施設の老朽化や駐車場不足などの諸課題がある。

入込観光客の動向を見てみると、新春の露地花や特産品の枇杷、海水浴のシーズンに来訪が多く、主要幹線道路の整備により交通の利便性は向上したため、日帰り客の比率が高い通過型観光地であるが、温泉郷の普及促進などによる地域経済波及効果の大きい通年型・滞在型観光地への転換が求められている。

新型コロナウイルスの影響により、ますます旅行ニーズが多様化しており、今後とも変化していくことが見込まれるため、海・山、花・美しい景観、歴史・文化、食や温泉などの観光資源を活用して、SDGsなどのトレンドと多様化するニーズを踏まえた観光メニューの掘り起こしと磨き上げに取り組み、ニューツーリズムの開発を行い、何度でも訪れたい魅力ある観光地を目指す必要がある。また、関係人口の増加を観光につなげていくことが重要である。

このような現状を踏まえ、観光地経営の視点に立った観光地域マーケティング・マネジメントを展開して、農林水産業、商工業などの地域産業と有機的な連携を図り、地域の魅力を活かした多様な観光メニュー開発、温泉郷の形成、プロモーショ

ンなどを戦略的に行う観光まちづくり推進体制(DMO)を整備していく必要がある。

さらに、老朽化が進む観光拠点施設と公園・遊歩道の整備・拡充を行い、利用者の安全性、快適性を確保しながら、防災機能の強化、ユニバーサルデザインを進める必要がある。

また、観光情報サイトの多言語化や外国語対応の観光案内所やサインの充実など、訪日外国人観光客の受け入れ態勢づくりをして、インバウンド観光を推進する必要がある。

カ 情報通信業（情報サービス業等を含む）

本市における情報サービス業は、全業種に占める割合が低くなっているもののIT企業等のサテライトオフィスなどは、地理的条件不利性に比較的影響を受けないことから、企業誘致を進めていく上で重要な業種であるため、今後は当該業種の誘致を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農林業

基幹産業である農業を活力あるものにするため、優良農地の確保を基本とし、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものにし、意欲と能力のある農業経営者の確保と、中核となる認定農業者や地域の担い手への農地の利用集積等の支援を行い、経営基盤強化を図る。多面的機能支払制度の推進、遊休農地の有効利用、有害鳥獣対策あるいは生産基盤となる農道の整備、農林産物の搬出などの重要なアクセス道の整備として広域農道整備事業の推進を積極的に働きかけていく。

さらに農業形態の変化により、地域農業の担い手となる農業受託組合、集落営農の組織化を進めるとともに異業種からの参入による新たな担い手の確保、酪農ヘルパーの利用・普及など、複合的な取組みを推進するとともに、小規模経営の特性を踏まえた兼業化による所得向上を図る。

農業環境対策として、家畜排せつ物等に関する法律が施行され堆肥の適正管理が求められており、堆肥舎等の整備や耕種農家との有機的な連携とともに、コントラクター組織等の活動支援を進め、資源の再利用を図ることで地域と共生できる資源循環型農業を推進する。付加価値の高い農産物の提供が求められているため、本市の気候や風土を生かした良質で多品目な農産物を導入・生産・栽培できるビジョン等を明確にし、安定的に供給できる生産体制づくりを図ることで、農産物のブランド化と個性ある作物づくりを促進し、質の高い農業経営を目指す。

流通体制においては、より一層の地産地消の推進をはじめ、生産から販売までを一体化した流通システムの構築と流通に携わる組織の育成を進め、戦略的な生産販売を展開していく。

その他、自然とふれあいを求める都市住民のニーズが依然として高いことから、参加型農業や市民農園の導入等のグリーン・ツーリズムを推進し、農村・農業者の活性化を図っていく。

また、それらに取組む女性や高齢者等に対する支援を行いながら、地域農林水産物を使用した加工品等を製造する起業家を育成するとともに、生産・加工・販売等を生産者が自ら行うことのできる6次産業化や異業種同士の知識・技術を合わせることで新たな商品を生み出す農商工連携を推進し、より豊かで活力ある生活環境や景観の整備を推進する。

林業については、森林保有者と地域林業の中核である森林組合の施業受委託により、森林施業の共同化、合理化を図る。

下刈、枝打ち、間伐などの施業を実施することにより水源涵養、災害防止など国

土保全機能の発揮を図るとともに、間伐材の搬出、木炭、キノコ類など林産物の生産振興を図る。また、遊歩道を整備・管理し、林業体験などの活用による自然とのふれあいや、農山漁村の交流を通じた森林整備を促進する。

さらに、林地残材や間伐材等をバイオマス燃料として活用することにより、地球温暖化の防止とともに林業や地域の活性化を促進する。このように広域的な森林総合整備施策を展開することにより、森林の多面的機能発揮を図る。

イ 水産業

資源の減少に伴う漁業生産力の低下と漁業経営の悪化により、縮小している漁村の再生を図るため、魚礁の設置や稚貝放流事業等、資源増大対策を基本としながら、漁業生産の合理化を推進し、地域漁業の流通及び販売の拠点を構築するほか、産地直送システムの充実など新たな販路の拡大や体験観光やブルー・ツーリズムなど漁業と観光を融合することにより、地域経済の活性化に寄与する。

また、漁業経営の基盤強化のため、都市部の漁業就業希望者の定住促進を含め、後継者の育成確保を図るとともに、基幹となる漁港の整備を行い、施設の多目的利用を推進し漁港機能の活性化を図る。

ウ 商業

市内各地区の商店街については、安心してショッピングなどが楽しめるような、歩行空間のバリアフリー化の推進、空き店舗の有効活用、産業振興イベントの開催、個性ある景観形成などに取組み、地域の特色を生かした、賑わいのある魅力的な商店街づくりを推進する。また、商工会などの関係団体と連携・協力しながら事業者が抱える課題への相談対応や事業連携により地域経済の活性化を図るとともに、事業者の経営基盤の強化・安定化のための支援や後継者の確保・育成、創業・第二創業を促進する。

郊外型店舗等の立地については、周辺の生活環境に配慮しながら、適切に誘導をする。

地域経済を活性化させ、新たな雇用を創出していくため、農林水産業や商工・観光業等との連携により、新産業の創出に努める。

エ 工業

雇用の場や税収の確保を図るため、企業誘致や起業を推進すると共に、既存中小企業の経営基盤の強化や安定化及び事業の高度化のための支援を行う。また、製造業以外にもＩＴ産業など場所を選ばない産業の創出を図り、テレワークやクラウドソーシングなど新たな働き方への支援も行う。

国指定の伝統的工芸品産業については、後継者の確保・育成を図り、観光資源としても活用する。

オ 観光業

観光地域経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、DMO機能を備える観光まちづくり推進体制を整備する。

観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、多様化する観光ニーズに対応するため、子ども向け自然体験、サイクルツーリズム、ワーケーション、マイクロツーリズム、ロケツーリズムなどといったニューツーリズムを促進するとともに、教育旅行プログラムなどの既存の事業にもSDGsを取り入れるなど、トレンドに応じたブラッシュアップ等を行い、多様化する観光に対応するメニューを開発する。

観光イベントの開催、温泉の普及促進及び星空保護区の認定申請を行うなど、観光地としてのブランド力の向上を図り、通年型・滞在型観光地を目指す。

タイムリーな情報発信を行うため、ICTを活用した情報発信力強化や利便性の向上に対応するため、観光ポータルサイトの充実やSNSの利活用を行うとともに、観光関係団体と連携した各種プロモーション活動を行う。

観光ポテンシャルを活かした地域ブランド化の推進の対応として、フィルムコミッションに積極的に対応し、南房総市の魅力発信と観光誘客を行う。

道の駅を基幹的な交流拠点施設として、ソフト面では、観光客の地域回遊のための取り組みを進める。ハード面では老朽化による改修を進めて、安全性や快適性を確保しながら、道の駅に求められている産業振興、防災及び子育て支援などの機能を拡充させるとともに、情報拠点として、国内外の観光客に対応したきめ細やかな観光情報の提供、わかりやすい観光案内サインの設置、サイクル・バイクサポートセンターの新設を推進する。

海水浴場、公園・遊歩道、観光トイレ、展望台、栈橋などの観光施設については、安全性、快適性に配慮しながら維持管理を行うとともに、施設の整備・拡張などの利便性の向上を図る。

訪日外国人観光客の受け入れ態勢づくりとして、観光情報サイトの多言語化の充実、施設のサイン、外国語対応の観光案内所の整備を行い、インバウンド観光を推進する。

カ 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報通信業の振興に向けて、経済活動を取り巻く社会変化や消費者ニーズに対応した新しい事業展開を志す事業者に対する支援の充実を図るとともに、情報サービス業が進出しやすい環境整備に努める。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		新規就農者支援事業 「具体的な事業内容」 新規就農希望者や新規就農者への支援 「事業の必要性」 耕作放棄地解消と担い手の育成 「見込まれる事業効果等」 担い手へ農地集積・集約化の推進と耕作放棄地の増大防止 地産地消推進事業 「具体的な事業内容」 市内産品のマーケティング・イベント出店等 販売支援や新商品開発の支援 「事業の必要性」 市内産品の価値向上 「見込まれる事業効果等」 生産・消費拡大	南房総市 南房総市	
	商工業・ 6次産業化	特産品振興事業 「具体的な事業内容」 重点作物の食用ナバナ根こぶ病対策と果樹 レモン用防風ネット設置等への補助 「事業の必要性」 耕作放棄地解消と担い手確保 「見込まれる事業効果等」 産地維持による生産振興 創業支援事業 「具体的な事業内容」 事業計画に基づく創業支援セミナー開催 「事業の必要性」 創業希望者や創業者への創業に向けた支援 「見込まれる事業効果等」 創業や第二創業の促進 クラウドソーシング人材育成事業 「具体的な事業内容」 市内のフリーランスや中小企業者等へのク ラウドソーシングセミナー開催 「事業の必要性」 クラウドソーシング市場に対応するスキル アップセミナー開催と多様な人材育成 「見込まれる事業効果等」 地域産業の底上げと所得の向上	南房総市 南房総市 南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		新たな仕事と雇用創出支援事業 「具体的な事業内容」 起業や既存事業の機能強化、新たな分野の事業や地域に雇用を創出する事業等への補助 「事業の必要性」 事業者の経営基盤強化と新規雇用 「見込まれる事業効果等」 地域産業の高度化と地域経済活性化	中小企業者等	
		中小企業人材育成事業 「具体的な事業内容」 市内中小企業者が行う社員の資格取得等の研修費用への補助 「事業の必要性」 企業の人材育成 「見込まれる事業効果等」 社員の技術力や経営力の強化	中小企業者等	
		Uターン者就業奨励事業 「具体的な事業内容」 市内に移住・就職した市民への奨励金交付 「事業の必要性」 地元就労者の創出のための就労支援により、企業の人材確保や定住人口の増加 「見込まれる事業効果等」 新規雇用の拡大と定着	南房総市	
		情報通信関連業人材育成事業 「具体的な事業内容」 情報通信関連事業者が行う人材育成研修経費への補助 「事業の必要性」 事業者の人材育成 「見込まれる事業効果等」 社員の技術力の強化	中小企業者等	
		情報通信関連企業支援事業及び雇用創出支援事業 「具体的な事業内容」 情報通信関連企業の設備投資や通信回線使用料などの運営経費や雇用費への補助 「事業の必要性」 企業の経営基盤強化促進 「見込まれる事業効果等」 企業の立地促進や経営基盤の強化	中小企業者等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		商工会補助金交付事業 「具体的な事業内容」 商工会が行う中小企業者への指導や商工業振興事業への補助 「事業の必要性」 商工業の振興 「見込まれる事業効果等」 市内商工業の振興と安定	市内商工会	
		中小企業者融資資金利子補給事業 「具体的な事業内容」 資金融資を受けた中小企業者への利子補給 「事業の必要性」 商工業推進・中小企業者の経営合理化 「見込まれる事業効果等」 中小企業者の経営合理化	市内商工会	
		商工祭補助金交付事業 「具体的な事業内容」 産業振興のために開催する産業まつり運営経費への補助 「事業の必要性」 市内産業のPRや活性化 「見込まれる事業効果等」 市内事業者の周知や活性化	実行委員会	
		房州うちわ振興協議会運営事業 「具体的な事業内容」 房州うちわ振興協議会が行う、伝統的工芸品の振興への補助 「事業の必要性」 房州うちわ制作事業者の伝統技術承継発展 「見込まれる事業効果等」 地域産業・文化の発展	振興協議会	
		就労・スキルアップ支援事業 「具体的な事業内容」 市内中小企業の社員の資格取得等にかかる経費に対して補助金交付 「事業の必要性」 市内中小企業の技術力向上や人材の育成 「見込まれる事業効果等」 企業の経営基盤強化、所得の向上	中小企業者等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	観光施設等撤去事業 「具体的な事業内容」 オイルフェンス格納庫等解体撤去 「事業の必要性」 施設老朽化による解体撤去 「見込まれる事業効果等」 施設整理 ニューツーリズム推進事業 「具体的な事業内容」 ニューツーリズムの研究や実証実験と市の 地域資源によるツアー造成、再構築 「事業の必要性」 地域資源の再構築と新規事業の提案による 活性化 「見込まれる事業効果等」 観光客増加による経済効果 星空保護区推進事業 「具体的な事業内容」 和田町上区を星空保護区に設定することを 推進 「事業の必要性」 首都から近い星空保護区認定による集客の 向上 「見込まれる事業効果等」 国内からの観光客とインバウンドの観光客 双方の増加による経済効果 観光トイレ解体事業 「具体的な事業内容」 豊岡逢島トイレ解体工事設計及び解体工事 「事業の必要性」 施設老朽化による解体撤去 「見込まれる事業効果等」 施設整理	南房総市 南房総市 南房総市 南房総市	
	企業誘致	企業誘致奨励事業 「具体的な事業内容」 市内に事業所等を新設等する事業者への立 地奨励金交付 「事業の必要性」 新たな雇用や地域経済活性化 「見込まれる事業効果等」 経済振興と雇用促進	中小企業者等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		新たな仕事の場活用調査事業 「具体的な事業内容」 空き公共施設に立地する企業が計画策定に必要な経費への助成 「事業の必要性」 企業誘致の促進 「見込まれる事業効果等」 企業立地による雇用促進	中小企業者等	
	その他	富山畜産ふれあい牧場施設等解体工事 「具体的な事業内容」 炭窯施設解体工事A=52.2㎡ 「事業の必要性」 老朽化及び未利用施設の撤去 「見込まれる事業効果等」 公共施設の削減 フラワーマーチ関係事業 「具体的な事業内容」 ウォーキング大会の開催 「事業の必要性」 観光・地域振興 「見込まれる事業効果等」 交流人口の増加	南房総市 南房総市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	① 製造業 ② 情報サービス業等 ③ 農林水産物等販売業 ④ 旅館業 上記すべての業種	<u>令和3年4月1日～</u> <u>令和8年3月31日</u>	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本市の産業振興促進区域における産業の現状と問題点は上記(1)のとおりです。
 また、進行対象業種の活性化を図るため、上記(2)及び(3)のとおり取り組みを推進するとともに、産業振興において周辺市町との連携に努めるものとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報通信技術の急速な発展により、新たな高度情報システムの利用が企業や家庭へと急速な広がりを見せている。

こうした情報化の進行は、地理的条件により時間や距離の制約や非効率性などの問題を克服し、市民生活のあらゆる分野で利便性が向上することにより、産業の振興や市民活動の推進が促され、地域の活性化が期待される。

本市における電気通信設備については、首都圏にありながら半島であることや人口の密集度が低いなどの条件によって民間事業者によるサービスの提供が県内の都市部と比べ不十分であることから、市全域に光ファイバ通信網を整備し、民間通信事業者にIRU方式で開放することにより、超高速ブロードバンドサービスを提供し、地域情報化を推進する。

防災行政無線については、平成24年度から平成26年度にかけてデジタル化し一括で管理できるように整備された。また、津波の影響の少ない内陸部に親局を設置することにより、災害時でも安心して使用できるように改善された。

しかし、デジタル化に伴う防災行政無線システムの高度化、機器の価格や保守に対する維持管理経費の高騰など、新たな問題点が発生している。

(2) その対策

超高速ブロードバンドサービスを多くの市民や地域が利活用することにより、行政サービスの充実を図るとともに、地域情報化をさらに促進していく。

また、地域住民への情報伝達手段である防災行政無線については、電波の不感地帯の改善を図り、さらに故障や予期せぬ事態などにも速やかに対応できるよう保守業者による遠隔監視システムなどの導入を検討・構築する。また、職員数の減少と組織のスリム化に対応するとともにマイナンバー制度による個人番号カードの普及を推進し、戸籍や住民票などのコンビニエンスストアでの交付の普及を図る。来庁しなくても手続できるシステムや書かない窓口システムの導入を検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤維持管理事業 「具体的な事業内容」 市全域に整備した光ファイバ情報通信基盤を民間事業者に出し、超高速接続の実現 「事業の必要性」 ブロードバンドゼロ地域の解消と都市部との情報通信格差の是正 「見込まれる事業効果等」 市民生活の利便性向上、地場産業の振興、企業誘致の促進	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 広域幹線道路の整備

交通網の整備は、平成9年に開通した東京湾アクアラインに加え、館山自動車道、一般国道127号富津館山道路の整備により広域幹線道路網との接続が飛躍的に向上し、「観光の振興」や「地域の活性化」など大きな効果が期待される。

しかしながら、一般道路の整備は不十分で、国・県道においても大型観光バスのすれ違いができない箇所がいくつもあり、市街地・集落区域内でも十分な歩道が確保されていないなど、通行に支障をきたしている。

このような現状を踏まえ、広域幹線道路網に接続する市内幹線道路の整備が課題である。

また、橋りょう・トンネルなどの道路構造物については、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化によるコスト削減を図るため、策定した長寿命化修繕計画を元に管理していく必要がある。

イ 農林道の整備

農道は、基幹産業である農業の生産活動や農産物流通の合理化に資するのみならず、農村集落における日常の生活道路としての役割等、その効用は多岐にわたっていることから、積極的にその整備を推進する必要がある。

また、本地域を連絡する広域的かつ基幹的な広域農道等を中心とした農道網の整備を推進する必要がある。

林道については、産業用としての機能だけでなく、山村地域における市道の補完的役割のほか、国土保全機能や自然環境保護の面から山林管理を行い、現風景を後世に残すための整備が課題である。

ウ 交通確保対策

鉄道は、JR内房線が運行されているが、単線および路盤改良が進んでいないこともあって、100km圏の東京まで2時間を要するほか、平成27年3月のダイヤ改正により、特急列車は土休日のみの運行に変更された。その後も普通列車の千葉行き直通便が減少し、木更津駅での乗り継ぎが発生している。さらに、令和3年3月のダイヤ改正で新型車両導入によるワンマン運転が開始されている。

バスは、民間事業者による路線バス及び一部地域で市営路線バスが運行されている。

これらの路線は、高齢者や子ども達などの交通弱者の日常的な交通手段として利用されているが、利用者の減少により、すべての路線が赤字経営であり、路線の廃止等が危惧されている。

その一方で、高速道路網が整備され、高速バスの運行が開始されていることから、マイカーやJRとあわせて広域交通機関に広がりが出てきているが、半島性による荒天時の迂回等、定時制の問題もある。

このような現状を踏まえ、地域内交通の相互連携や、地域交通及びそれにかかわる関連事業の連携強化により、利便性の向上を図り、地域における二次・三次交通の結節拠点（パーク＆ライド）を整備し、地域の主要施設、観光スポットへ連絡する交通ネットワークを構築していく必要がある。

(2) その対策

ア 広域幹線道路の整備

館山自動車道などの広域的な道路網の整備、国道128号バイパスの建設促進、国道127号、国道410号など国道・県道等の幹線道路の改良を促進し、市民はもとより来訪者の利便性を高めて広域的な経済活動や観光交流の促進に努める。

また、市内幹線道路の整備充実、道路の拡幅や生活道路を改善することで交通の支障箇所の解消に努め、市民生活の利便性や快適性の向上を図る。

イ 農林道の整備

農林道の整備は、基幹産業である農林業の振興のため必要なばかりでなく、地域住民の生活道路として重要な役割を果たしているので、農村生活環境の整備のためにも幹線農林道の整備促進に努める。

また、広域営農団地整備計画による農産物の流通網を確立するために、広域農道の整備を促進する。

ウ 交通確保対策

JR内房線の特急列車の平日運行の見直しや臨時列車の運行などを働きかけ、鉄道輸送力の維持・強化を促す。

また、列車ダイヤ改善や運行の安定性の向上を要請するとともに、駅待ちや駅利用の環境整備を進め、利用者の利便性の向上に努める。

地域生活を支えるバス路線は、過疎化の進行と自家用車への依存が高いことから利用者の減少に歯止めがかからず、路線の維持存続が課題である。

このことから館山市と広域連携による合同の地域公共交通活性化協議会を設置し、地域公共交通計画の策定や事業推進のほか、適宜、需要調査を行い、潜在需要の掘り起こしと地域の特性に合った交通体系を探し出し、路線の連携を強化することはもとより、交流人口を増加させる観光施策との連携も図ることにより市民の生活路線を確保する。

また、首都圏と本市を結ぶ高速バスネットワークの充実を促すとともに、その利便性向上の関連から、交通結節点の機能強化を図り、二次・三次交通の総合的かつ効果的な交通体系を構築することにより、利用者の利便性を確保し、当該地域の公共交通路線網全体の維持存続と強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路	市道豊岡2号線道路改良事業 L=1 2 0m W=4.5m	南房総市	
		市道富浦4号線道路改良事業 L=2,000m W=6.0m	南房総市	
		市道富浦1号線等道路改良事業 L=3 2 0m W=1 0.7m	南房総市	
		市道南無谷38号線道路改良事業 L=7 0m W=4.0m	南房総市	
		市道千倉7号線等道路改良事業 L=1 7 0m W=6.0m	南房総市	
		市道千倉29号線道路改良事業 L=3,500m W=6.0m	南房総市	
		市道千倉12号線道路改良事業 L=1,300m W=6.0m	南房総市	
		市道忍戸6号線外道路改良事業 L=2 2 0m W=2.0m	南房総市	
		市道岩糸16号線道路改良事業 L=7 6 0m W=6.0m	南房総市	
		市道丸山2号線等道路改良事業 L=3 5 0m W=6.0m	南房総市	
		市道丸山101号線等道路改良事業 L=1 5 0m W=1 0.5m	南房総市	
		市道千倉9号線外道路改良事業 L=2 6 0m W=5.0	南房総市	
		舗装修繕事業	南房総市	
		排水整備事業	南房総市	
	橋りょう	橋りょう補修事業	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	トンネル修繕事業	南房総市	
	(5) 鉄道施設等	富浦駅駐輪場更新	南房総市	
	その他	和田浦駅舎更新	南房総市	
	(6) 自動車等	公用バス車庫新設	南房総市	
	自動車	市営路線バス整備事業	南房総市	
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	地域生活路線維持事業 「具体的な事業内容」 地域生活路線バス等の維持・存続を図るための補助補填事業 「事業の必要性」 地域の移動手段確保として地域公共交通の維持・存続 「見込まれる事業効果等」 地域公共交通の維持存続、改善 市営路線バス管理事業 「具体的な事業内容」 市民の生活路線である市営路線バスの維持改善事業 「事業の必要性」 地域の移動手段の確保として地域公共交通の維持・存続 「見込まれる事業効果等」 市民の生活路線である市営路線バスの維持管理や改善	南房総市 南房総市	
	その他	公共交通の利便性向上に関する事業 「具体的な事業内容」 公共交通の利便性向上に向けた取組を支援 「事業の必要性」 利便性向上や利用環境整備により、公共交通の維持・存続 「見込まれる事業効果等」 地域公共交通の維持・存続	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の水道事業は、町村合併により、富山町水道事業、白浜町水道事業および朝夷水道企業団水道事業の3事業体を統合し、新たに創設した南房総市水道事業と、旧富浦町・三芳村を給水区域とする三芳水道企業団水道事業があり、この2事業体により水道事業経営が行なわれている。

水道事業は、安心して暮らせるまちづくりを支える主要な役割を担うものであり、安全で安心な水道水の供給及び経営の合理化・効率化を一層推進するうえから、一元化された事業体としての経営に努めている。

本市の水道普及率は、令和2年度末時点で97.9%であり、ほぼ全域に普及しているものの、一部山間部の地域において未給水地域が存在している。

用水については、南房総広域水道企業団からの受水を受けていることから、夏季の渇水時での不安も解消されている。

しかし、配水管の老朽化や石綿セメント管の使用などの課題と、地震等の災害対策や安全で安定した水道水の供給を図るため、配水管の老朽管更新や石綿セメント管布設替えを引き続き推進する必要があることから、経営安定化のため、用水供給事業体の統合並びに末端水道事業体の統合について、関係団体による検討が進んでいる。

イ 下水処理対策

本市は、内房地区及び外房地区に豊富な漁場を有し、水産業が盛んな地域であると共に、南房総国定公園内に位置し、美しい海岸線を持つ区域でもある。これらの資源を守るためにも今後、十分な生活排水処理を行っていくことは本市にとって、重要な課題である。

本市における生活排水処理の主体は、合併処理浄化槽によるものであり、これまで補助事業を活用し、単独浄化槽及び汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を推進しているが、令和2年度末時点での設置率は約46%であり、十分なものとはいえない状況である。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、千倉衛生センター及び鋸南地区環境衛生組合堤ヶ谷クリーンセンターにおいて処理しているが、両施設とも稼働開始後34年が経過し、老朽化が進んでおり、現在、新施設の建設を進めているところである。

ウ ごみ処理対策

本市のごみ処理は、白浜清掃センター、千倉清掃センター及び鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンターで行なわれているが、施設の老朽化への対応が課題となっている。特に、白浜清掃センター及び千倉清掃センターは、施設の老朽化が著しいことから焼却処理を停止し、収集した可燃ごみは民間事業者へ委託し、搬出、焼却及び焼却残渣を処理している状況である。

3R活動を一層推進しながら、ごみの排出量を削減し、ごみ焼却の過程でも熱回収（エネルギー回収）するなど、環境に負荷のかからない循環型社会の実現を目指す必要があることから、ごみの減量化、資源化等を進めるとともに、長期安定処理を実現するため、現在、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の7自治体で新たな施設建設を進めており、広域ごみ処理施設の早期の完成が待たれている。

エ 消防防災対策

消防体制は、常備消防として安房郡市広域市町村圏事務組合で広域消防体制が確立されており、分署・分遣所が設置されて、消防・救急業務が行われている。

常備消防の課題としては、消防設備の近代化による機械・器具購入費の高騰や人件費の増加に伴う負担金の増額などの課題がある。

非常備消防の消防団は7支団で組織され、団員定数1,052名、本部指令車、消防ポンプ車、小型動力ポンプが配備されている。

しかし、青年層の流出や市外への就労・勤務の増大もあって、団員の確保が困難であり、令和2年度から施行された機能別消防団員制度の推進が必要である。また、準中型免許制度などの新たな法整備に対応する必要がある。

また、近年懸念される大規模災害が発生した場合は、各地域で同時多発的に被害を受け、行政機構その他社会的秩序の一時的混乱は避けられないものと想定される。

このような現状を踏まえ、災害時における迅速な防災活動を行うため、自主防災組織の育成強化と、防災知識の普及と高揚を図ることが必要である。

オ 住宅対策

本市の公営住宅は、住宅に困窮する低所得者等のために、昭和30年代から建設され、老朽化に伴う再編整備により、現在、5団地、50戸を管理しており、今後は、適正な維持管理が必要となる。

市内には、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅等がいまだに数多く存在していることから、一層の耐震化を図る必要がある。

また、適切に管理されていない空き家が、防災、衛生、環境等の面で、近隣住民の生活環境に深刻な影響を与えていることから、対策を適切に構する必要がある。

カ 土地利用

産業・社会構造の変化の急速な進展や市民の価値観が多様化する中で、適切な土地利用と景観形成による快適さや美しさを求める声に対応して、様々な施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。

このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが重要である。

(2) その対策

ア 上水道

水道は市民の日常生活や産業活動に欠くことのできない基礎的な社会基盤であり、今後とも水道水の安定供給を図るため、浄水処理施設における設備の更新を実施するとともに、石綿セメント管の布設替えを積極的に実施し、地震等の災害に対する不安の解消を図る。

また、南房総広域水道企業団からの受水を有効活用しコスト削減に努め、水道事業体の経営基盤の強化も図る。

イ 下水処理対策

生活排水処理対策は重要な課題であるため、今後も合併処理浄化槽への転換を積極的に促進していく。

し尿処理施設については、千倉衛生センター及び鋸南地区環境衛生組合堤ヶ谷クリーンセンターを統合した新施設の令和5年度完成を目指す。

また、施設建設の進捗に併せ、既存センターの解体撤去を計画的に進めていく。

ウ ごみ処理対策

市民による3R活動を一層推進し、ごみの排出の抑制を図りながら、安全かつ効率的なごみ処理の実現に向け、新たな広域ごみ処理施設の早期の完成を目指すともに、適切かつ効率的なごみ処理を可能とする市内ごみ処理施設の拡充を進めていく。

広域ごみ処理施設は令和8年度の完成を目指す。

また、施設建設の進捗に併せ、中継施設等の整備及び既存センターの解体撤去も計画的に進めていく。

エ 消防防災対策

地域住民の高齢化により、消防救急に対する業務量の増加が見込まれるなかで、安房郡市広域市町村圏事務組合で運営している常備消防の組織体制の充実と、安房地域の拠点施設としての消防署庁舎を改修するなど施設や設備の整備等の拡充を図る。

地域防災に大きな役割を果たす消防団は、年次計画による消防ポンプ自動車等の更新、海拔の低い詰所の高台への移転、防災用備蓄品・資機材・施設整備の拡充と、消防団員の確保及び資質の向上を図る。

近年の社会情勢により団員の確保が難しくなっているため、機能別消防団員制度の推進を図る。また、準中型免許制度などの新たな法整備の状況に対応するための支援を行う。

大規模災害などの災害発生時における被害を最小限に抑えるため、避難所案内看板の設置、災害危険箇所の点検・改修、被災箇所の応急・復旧体制の確立、迅速かつ正確な災害情報の集約と発信の強化及び通信機器の維持管理を徹底し、故障等の突発的な事態にも速やかに対応できるシステムを構築する。

オ 住宅対策

市営住宅は、住宅セーフティネットとして、市が住宅困窮者に対し住宅を直接供給できる施策であるため、公営住宅等長寿命化計画に基づく予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

旧耐震基準で建築された戸建て木造住宅の所有者や道路に面する危険なブロック塀の所有者に対し、その改善に向けた支援を行う。

また、増え続ける空き家に対しては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に対し適切な対策を行う。

カ 土地利用

これまでの宅地開発等の状況を検証しつつ、南房総市としての将来のあるべき姿やまちづくりの方針を明らかにすることにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るため、都市計画基礎調査による調査結果を踏まえ、都市計画の必要性を検討する。

まちづくりに対する市民や各種関係団体の理解と参加を深め、市民、各種関係団体及び行政が協力してまちづくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	重要給水施設配水管整備事業	南房総市	
		配水管修繕工事	南房総市	
		配水管布設工事	南房総市	
		水管橋老朽化更新事業	南房総市	
		浄水場整備更新事業	南房総市	
	(3) 廃棄物 処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業 ・ 中継施設等建設事業	南房総市	
	ごみ処理施設	ごみ収集車等購入事業 (鋸南地区衛生組合負担金含む)	南房総市 鋸南地区環 境衛生組合	
	し尿処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業 ・ 汚泥再生処理センター建設事業	南房総市	
		し尿収集車等購入事業 (鋸南地区衛生組合負担金含む)	南房総市 鋸南地区環 境衛生組合	
	(5) 消防施設	消防詰所更新（1－2） 消防詰所更新（1－3） 消防詰所更新（2－1） 消防詰所更新（5－2） 消防詰所更新（5－3） 消防詰所更新（5－4） 消防詰所更新（6－4） 消火栓新設 箇所数：14箇所 防火水槽新設 箇所数：10箇所 消防団総合整備事業 ・ 消防ポンプ自動車 8台 ・ 消防団拠点施設 3棟	南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		安房消防水槽付消防ポンプ自動車整備事業 負担金 ・ 富浦分遣所分	南房総市	
		安房消防水槽付消防ポンプ自動車整備事業 負担金 ・ 白浜分署分	南房総市	
		安房消防高規格救急自動車整備事業負担金 ・ 和田分署 ・ 千倉分署	南房総市	
	(6) 公営住宅	公営住宅等ストック総合改善事業 ・ 吹代団地A改修 ・ 吹代団地B改修 ・ 南三原団地改修	南房総市	
	(7) 過疎地域 持続的発展特別事業 生活	岡本川雑排水共同処理施設解体撤去事業 「具体的な事業内容」 雑排水共同排水路浄化施設の解体撤去 「事業の必要性」 施設の老朽化と水質の改善等による用途終了による解体 「見込まれる事業効果等」 維持管理費削減	南房総市	
	環境	家庭雑排水処理施設等維持管理事業 「具体的な事業内容」 家庭雑排水処理施設の維持管理 「事業の必要性」 家庭雑排水等を共同処理することによる生活環境保全と海域汚染防止 「見込まれる事業効果等」 水質の保全	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		千倉衛生センター解体事業 「具体的な事業内容」 し尿処理施設の解体撤去 「事業の必要性」 施設の老朽化と新施設建設による用途終了による解体 「見込まれる事業効果等」 し尿処理事業の適正かつ効率的な実施	南房総市	
		鋸南地区環境衛生組合し尿処理施設改修等事業負担金 「具体的な事業内容」 し尿処理施設の改修等 「事業の必要性」 し尿処理施設の適正な運営 「見込まれる事業効果等」 適正な維持管理	南房総市	
		ごみ集積場整備事業補助金 「具体的な事業内容」 ごみ集積場を整備する行政区への補助 「事業の必要性」 家庭からの一般ごみを円滑・衛生的に収集 「見込まれる事業効果等」 生活環境の維持	南房総市	
		環境都市づくり推進事業 「具体的な事業内容」 3R活動やごみの減量化・資源化等の推進事業 「事業の必要性」 環境負荷の少ないライフスタイルの形成を推進 「見込まれる事業効果等」 環境に対する意識の向上、ごみ減量化の推進	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		合併処理浄化槽整備事業補助金 「具体的な事業内容」 くみ取便所や単独浄化槽の合併処理浄化槽 転換への補助金交付 「事業の必要性」 単独浄化槽では処理できない生活雑排水の 処理 「見込まれる事業効果等」 水質の保全	南房総市	
		河川水質検査事業 「具体的な事業内容」 市内の河川等における水質検査 「事業の必要性」 生活排水等による水質汚濁状況の把握 「見込まれる事業効果等」 水質の保全	南房総市	
		不法投棄防止対策事業 「具体的な事業内容」 不法投棄防止のための巡回、監視と不法投棄 物の処理 「事業の必要性」 不法投棄防止と、地域の生活環境保全 「見込まれる事業効果等」 地域の生活環境保全	南房総市	
	危険施設撤去	環境美化活動推進事業 「具体的な事業内容」 環境美化活動等を行う団体等への補助 「事業の必要性」 地域の生活環境保全による住みよいまちづ くりの推進 「見込まれる事業効果等」 環境美化意識、地域コミュニティ活動の向上	南房総市	
		北三原農村広場照明施設等解体撤去工事 「具体的な事業内容」 照明設備、トイレ、倉庫等解体一式 「事業の必要性」 施設の老朽化に伴う危険排除 「見込まれる事業効果等」 安全安心な環境整備	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯	防火水槽等撤去工事 「具体的な事業内容」 老朽化し不要となった防火水槽等の撤去 「事業の必要性」 老朽化で不要となった防火水槽の撤去と、計画的な更新による消防施設の充実強化 「見込まれる事業効果等」 市民の安全安心、地域防災力の強化 消防団詰所等解体工事 「具体的な事業内容」 老朽化した消防団詰所の解体撤去 「事業の必要性」 計画的な消防団詰所の更新及び解体撤去による消防施設の充実強化 「見込まれる事業効果等」 市民の安全安心、地域防災力の強化	南房総市 南房総市	
	その他	空き家対策総合支援事業 「具体的な事業内容」 空き家の除却や所有者の特定、空き家の活用 「事業の必要性」 地域住民の生活環境の保全 「見込まれる事業効果等」 市民の安全安心や空き家活用による活性化 上水道漏水調査委託 「具体的な事業内容」 水道管漏水調査 「事業の必要性」 早期発見による道路陥没などの事故防止と貴重な水資源の有効利用 「見込まれる事業効果等」 貴重な水資源と安定した給水の確保 木造住宅耐震化促進事業 「具体的な事業内容」 木造住宅耐震診断や耐震改修経費への補助 「事業の必要性」 建築物の安全性に対する市民意識の向上 「見込まれる事業効果等」 災害に強いまちづくりの推進	南房総市 南房総市 南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ブロック塀等撤去事業 「具体的な事業内容」 道路に面したブロック塀等の撤去費用への補助 「事業の必要性」 ブロック塀等の倒壊による事故防止と避難経路の確保 「見込まれる事業効果等」 災害に強いまちづくりの推進	南房総市	
		宅地耐震化推進事業 「具体的な事業内容」 市内に存在する大規模盛土造成地の変動予測調査等 「事業の必要性」 大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地被害の軽減 「見込まれる事業効果等」 災害に強いまちづくりの推進	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本市では、令和3年3月に第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、すべての高齢者に対する各種施策の内容、サービスの質、量及び支援体制並びに介護保険財政の安定化への方策を推進している。

しかし、令和3年4月1日現在における高齢化率が46%を超え、その後も増加すると推計されている。

本格的な高齢社会が到来し、少子化の進行と同時に過疎化も深刻化している本市にとって、保健・医療・福祉の充実を図りながら、生涯を安心して送ることができる福祉社会を実現することは、緊急かつ最大の課題である。

このような現状を踏まえ、広範囲にわたる市域のどこに住んでいても等しく福祉サービスが受けられる環境づくりと、多様かつ安定的な介護サービスを提供するための介護職員の確保を図るため、市民・行政が一体となった福祉体制の構築が求められている。

また、本市では介護保険制度の施行を機に保健・医療・福祉の連携を目指した保健福祉の支援機能の充実と機動力あるサービスの実施、サービス利用者の利便性の向上を図るよう努めている。さらに、地域包括支援センターを2箇所設置し高齢者の権利擁護を含む総合相談事業を行っている。

高齢化の進行は、ボランティアなど社会参加への意欲を持つ健康な高齢者の増加も意味しており、元気な高齢者のパワーをまちづくりに活用していくことが、21世紀における豊かな地域社会形成への重要な課題である。

イ 障害者福祉

障害者が地域の中で、いきいきと暮らすことができるよう、障害福祉サービスにより自立を支援し、障害の有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を創ることが重要である。

高齢社会が急速に進む中、障害者の高齢化や高齢者の障害化、さらには介護者の高齢化が進むものと予想され、今後障害者を取巻く環境はより複雑になるものと考えられる。

また、社会生活におけるストレスの増大などの要因に精神障害の増加も予想され、障害者への対応は地域全体の重要な課題である。

このような現状を踏まえ、障害を持つ人が、住みなれた家庭や地域で自立した生活が送られるよう、教育、雇用、社会参加、保健・医療・福祉と幅広い分野での取り組みを総合的に進める体制づくりが必要である。

ウ 児童福祉

全国的な少子化傾向が続く中、本市においても出生率の低下により、就学前児童数の減少は著しく、若年層の減少と相まって児童数の減少はより深刻な問題である。

また、核家族化の進行、夫婦共働き家族の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取巻く環境も大きく変化し、子どもたちが健やかにのびのびと育つための条件整備が重要な課題である。

保育所については、女性の就労機会の拡大等により保育のニーズは多様化し、延長保育、乳児保育、一時保育等の特別の保育に対しての需要は増加傾向にあり、地域における子育て相談や支援活動など児童福祉の拠点施設として、施設の充実と、保育サービスの質の向上を図る必要がある。

エ 保健

現代社会においては、生活習慣病が増加し、それに起因した脳血管障害、糖尿病、がんなどが増えている。

市民自らが健康への意識を高め、健康管理に取り組むために、健康づくりに関する各種講座、健康相談、食生活改善事業などを開催し普及啓発活動を行なっているほか、生活習慣が深く関与している糖尿病、がん、脳血管疾患等の早期発見・早期治療を目的に、特定健康診査・がん検診などを実施している。

これらの受診率については、特定健康診査、子宮がん、乳がん、大腸がん検診については横ばいであるが、胃がん、結核・肺がん検診、骨粗しょう症検診は、減少傾向にある。

乳幼児健診等については、核家族化、少子化の傾向から子育てに不安を抱いている母親が増加する傾向にあるため、子育て支援も含め、総合的に市民の保健予防体制を図る必要がある。

オ 地域福祉

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人との「つながり」を大切にし、お互いに支え合い、助け合うような関係や、その仕組みをつくっていくこととされている。また、その実現のためには、それぞれ異なる個性を持った人々がその個性を尊重し合い、他の人や行政などお互いに協力し、不足を補いながら、自立した生活を送ることができる地域社会をつくることが前提になる。

平成28年7月、国で「我が事・丸ごと」地域共生社会本部が設置され、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととされた。

本市では、市民、行政、社会福祉関係機関等が多様化する生活課題を解決するため、具体的な役割を示した「南房総市地域福祉地域福祉計画・地域福祉活動計画」（愛称：あったかささえあいプラン）を令和2年3月に策定した。

地域共生社会を実現するためには、行政や社会福祉関係機関等が一体となって取り組むと同時に市民の力が必要不可欠であり、当該計画の目的を達成させる各種事業の展開、及び関係機関との連携・調整を図る必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加に対応し、高齢者福祉施設の充実を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営・介護予防を推進する。

あわせて、介護人材の確保・支援を行うため修学資金の貸付けや、就労を希望する高齢者、市外者、外国人人材の活用など幅広く人材確保を進める。

また、高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう市直営の基幹型地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉など公的なサービスとインフォーマルな社会資源を活用した地域包括ケアのネットワークの構築を図り、生涯を通じた健康づくりを進める。

特に、認知症高齢者の増加に伴い、介護負担の増大や知識不足等が原因でおこる高齢者虐待等の相談が増加しており、高齢者虐待防止ネットワーク会議等の開催を通じ、地域の見守りの重要性を訴えるとともに、個別ケースには多職種協働による地域ケア会議を行い、必要な援助に結びつける方法を検討して、高齢者支援のための課題解決の一助とする。

また、高齢者の生涯学習機会の充実と社会参画の促進のため、地域における高齢者の活躍の場づくり・生きがいづくりの機会を提供する。

イ 障害者福祉

障害者や要介護者のニーズに対応した福祉サービスを充実するため、社会資源の活用を図りながら、地域での居住や生活支援の場の確保を進めるなど、障害者の自立した生活を支援する地域基盤づくりを進める。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報やコミュニケーション、移動面などでのハンディキャップ解消に努め、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を推進する。あわせて障害者に対する理解や共感を深めるため、正しい知識の普及・啓発に努めつつ障害者が地域の中で安心して暮らせるようNPOやボランティア団体など市民の積極的な参加を支援する。

また、教育の場における障害者との交流促進など、総合的な教育施策・生涯学習施策の充実を図る。

ウ 児童福祉

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭教育の支援、学童保育の実施、相談・情報提供や保育・育児サービスの充実を図るなど、子育てを支援する仕組みづくりを推進するほか、子どもの安全を守る環境づくりや、地域の子育て交流など地域社会の連携を進め、次世代育成支援地域行動計画に基づき総合的かつ計画的な児童福祉の推進に努める。

また、保育所については、保育を必要とする全ての乳幼児が入所できるよう、適正な配置や整備を進めるとともに保育の実施にあたっては、多様化する保育ニーズに合わせたサービスの提供を図る。

また、在宅児童も含めた全ての子育て家庭が利用できる地域に開かれた保育所づくりを進めるとともに、地域子育て支援センターの拡充を図る。

併せて幼稚園との連携、認定こども園の設置など、多様な形態の事業展開を図る。

エ 保健

各地区の保健福祉センターなどを保健活動の拠点として、市民の健康づくり・介護予防を進め、保健師・管理栄養士による訪問指導を含めた保健・栄養指導、健康相談等を通じ、健康管理や疾病予防のための普及啓発を図る。

また、病気の早期発見・早期治療を目指した検診の充実に努め、市民一人ひとりが生活改善を実践できるよう、保健予防活動を推進し、健康的な生活習慣を確立するとともに生涯を通じた健康づくりをめざす。

さらに、子育て世代包括支援センターが妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を提供することにより、母親が安心して子育てができるよう、母子保健事業と機能の充実を図る。

オ 地域福祉

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目標を実現するために実施する施策・事業を推進するとともに、地域での多様な取組の推進・事業展開状況等を確認・把握し、関係機関等の連携促進及び調整を行う。

また、社会福祉協議会の拠点である地域福祉センターの新たな事業展開の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(7)市町村保健 センター及び 母子健康 包括支援セ ンター	三芳保健福祉センター大規模改修	南房総市	
	(8)過疎地域持 続的発展特 別事業 児童福祉	旧和田保育所解体 「具体的な事業内容」 鉄骨造平屋建 延床面積563㎡の解 体一式 「事業の必要性」 旧園舎の解体と跡地の公園化の推進 「見込まれる事業効果等」 地域の賑わいや憩いの場、子育て世 代の交流の場としての環境整備	南房総市	
		子育て支援・教育相談事業 「具体的な事業内容」 不適應児童生徒への支援や保護者へ の子育て相談による家庭支援 「事業の必要性」 電話相談、面談や家庭訪問等による 児童生徒と保護者への対応が必要 「見込まれる事業効果等」 児童生徒の家庭支援による問題解決	南房総市	
		保育所等特別支援事業 「具体的な事業内容」 保育所に特別支援支援員を配置し、 適切な指導や学習機会の提供 「事業の必要性」 障害児支援における早期の相談支援 の場の確保 「見込まれる事業効果等」 配慮が必要な乳幼児の生活環境改善 と児童生徒期への切れ目ない支援に よる成長促進	南房総市	
		病児・病後児保育事業 「具体的な事業内容」 病中・回復期の子どもを一時的に預 かり、子育てと就労の両立を支援 「事業の必要性」	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子どもの体調不良時に他人に頼ることができない場合に必要 「見込まれる事業効果等」 働く保護者への子育てと仕事の両立支援		
	高齢者・ 障害者福祉	老人クラブ事業 「具体的な事業内容」 老人クラブが行う各種活動への補助 「事業の必要性」 健康で自立し身近な仲間と住みよい地域づくりの構築 「見込まれる事業効果等」 高齢者の社会的活動への参加や生きがい活動の推進	南房総市	
		緊急通報システム事業 「具体的な事業内容」 在宅ひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置の貸与 「事業の必要性」 緊急時に迅速に連絡が取れる体制づくりの構築 「見込まれる事業効果等」 在宅ひとり暮らし高齢者等の緊急事態における日常生活上の不安解消	南房総市	
		外出支援サービス事業 「具体的な事業内容」 高齢者がタクシー又はバスを利用する際の利用料金の助成 「事業の必要性」 高齢者の移動手段の確保 「見込まれる事業効果等」 高齢者の日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大	南房総市	
		シルバー人材センター運営事業 「具体的な事業内容」 シルバー人材センターの健全な運営のための補助 「事業の必要性」 高齢者の雇用機会の確保 「見込まれる事業効果等」 生きがいづくり及び介護予防の推進	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業 「具体的な事業内容」 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に作成 「事業の必要性」 老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく法定計画 「見込まれる事業効果等」 地域課題の把握と住民のニーズを反映した事業計画の策定	南房総市	
		社会福祉協議会運営費補助事業 「具体的な事業内容」 社会福祉協議会の運営への補助 「事業の必要性」 社会福祉協議会の安定した継続運営を支援 「見込まれる事業効果等」 地域福祉推進と市民への福祉サービスの質の向上	南房総市	
	基金積立	介護福祉士修学資金貸付基金の貸付 「具体的な事業内容」 介護福祉士として業務に従事しようとする者への修学資金の貸付 「事業の必要性」 地域の介護福祉士の確保 「見込まれる事業効果等」 地域雇用の創出と介護人材の確保	南房総市	
	(9)その他	三芳学童保育所整備事業	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

(1) 現況と問題点

本市では、病気や要介護状態にならないための第一次予防、疾病の早期発見・早期治療のための第二次予防に重点をおき、保健福祉センターなどを健康づくりの拠点として、市民の暮らしに密着した保健サービス活動を展開するとともに、富山国保病院をはじめとする市内の医療機関のほか、安房医師会などと連携を図りながら、医療体制の充実に努めている。

本市における医療機関は、市立病院1箇所、民間の病院が2箇所、一般診療所が15箇所及び歯科診療所が16箇所あり、市民の健康管理や地域医療の重要な役割を果たしている。

しかし、医療機関の経営規模は小さく、診療科目や病床数も限られていることから、二次・三次医療については、隣接する館山市及び鴨川市に大きく依存している。

高齢化が著しい本市では、保健・医療分野のマンパワー不足や経済的負担の増大などが懸念され、保健医療体制充実へのニーズが高まっている。

特に、専門的な小児医療を受けられる体制が市内にないため、子どもを持つ世帯の負担が大きい状況である。

また、救急医療については、安房郡市広域市町村圏事務組合、医療機関及び安房医師会が緊密な連携のもとに対応しているが、医師及び看護師不足の解消と、第二次救急医療の充実が喫緊の課題である。

(2) その対策

看護師等の業務に従事しようとする者への、修学資金貸付基金の貸付を行うほか、貸付事業の内容充実及び他の医療従事者のための貸付制度について検討し、地域医療従事者の確保に努める。

具体的には、医師及び看護師等の不足による地域医療の崩壊を防止するため、修学資金の貸付を行い、医療業務に従事しようとする者の修学を容易にし、医療機関等の職員の確保を図り、地域医療体制の充実に努める。

夜間・救急時における市民の医療不安を解消するために、安房郡市広域市町村圏事務組合、安房医師会、二次救急医療機関及び三次救急医療機関との連携により、救急医療体制の更なる充実を図る。

また、富山国保病院医師住宅は、老朽化のため、建替えが必要である。

(3) 計画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持 続的発展特 別事業 基金積立	看護師等修学資金貸付基金の貸付 「具体的な事業内容」 看護師等の業務に従事しようとする者への修 学資金貸付基金からの貸付 「事業の必要性」 地域の看護師の確保 「見込まれる事業効果等」 地域雇用の創出と地域医療体制の確保	南房総市	
	(4) その他	医師住宅建設事業	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

急激な社会の変化の中で、21世紀に生きる子供達の教育は「生きる力」を育むことが求められており、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り、人間性豊かな活力ある子供達を育成する教育が求められている。

本市は、幼稚園6園、小学校6校、中学校6校が設置されているが、児童・生徒数は減少傾向にあり、今後はその推移と地域のバランスに配慮した教育環境づくりの必要がある。

また、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、地域住民の災害時の避難場所としての役割も有していることから、地域の実情を考慮し耐震化を含めた良好な教育環境を確保するための施設整備を図り、安心・安全な学校づくりを目指す必要がある。

さらに家庭・地域・学校が一体となって子供達を育てていく活動を推進し、学校教育の質的向上を図る必要がある。

イ 生涯学習、社会教育及び社会体育

情報化社会の進行や生活水準の向上、自由時間の拡大等、社会構造の変化に伴い、市民の学習意欲が高まる中で、生涯学習や社会教育に求められる内容も多様化してきている。

特に、少子高齢化、核家族化、国際化、環境・健康志向の高まり及び男女共同参画社会実現への要請など時代の変化に伴い生じている生活課題、地域課題及び現代的課題においては、それらに対応したプログラムの開発と事業体制の整備が求められている。

市民がそれぞれの興味・関心に応じ、文化・芸術・スポーツ等の学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体との緊密な連携と施設の整備及び適正配置による総合的支援体制の確立を図る必要がある。

本市の社会教育施設は、文化ホール1箇所、公民館2箇所、コミュニティセンター5箇所、図書館1箇所、体育施設28箇所である。

特に体育施設においては、学校開放による体育館などの施設を最大限に活用し、子どもから高齢者までスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの推進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

児童・生徒が生涯にわたり、学び続けることが出来る環境づくりを目指すと共に、外国語や南房総市ならではの農産物・水産物を生かした食育の推進等により“特色ある南房総教育”の確立を目指す。

また、老朽化した校舎や施設のインフラ整備については、耐力度調査等の結果や点検報告書に基づき、地域の実情等を総合的に検討し、「生活の安心」「快適な教育環境」を確保するための施設整備を進める。

さらに、地域に対する愛着を醸成するため、各種体験活動や家庭・地域・学校が一体となった活動・地域の各種行事への積極的な参加を促し、地域社会と子供達との良好な関係の育成に努める。

イ 生涯学習、社会教育及び社会体育

市民が気軽に生涯学習活動を行える環境を整備し、公民館や生涯学習・社会教育における学習機会の提供や生涯学習情報のネットワーク化のほか、社会教育関係団体や生涯学習ボランティアの育成を図り、家庭及び地域の教育力の充実を支援する。

また、時代に応じた利用者ニーズを満たすよう、老朽化が進行した公民館・体育施設の改廃や設備の充実と、あわせて、学校施設についても一般への開放を推進し、地域ニーズに応じたスポーツ・レクリエーションを行うとともに、各スポーツの指導者育成を図り、利用者の増加に努め、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりを行えるよう、様々な組織が活動しやすい環境を整える。

図書館については、市民の生涯学習の拠点、読書教育の充実、地域文化に係わる学校教育に資するため施設整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	富浦小学校校舎外 大規模改造・長寿命化改修	南房総市	
		校舎		
		三芳小学校校舎外 大規模改修	南房総市	
		白浜小学校校舎外 長寿命化改修	南房総市	
		富浦中学校校舎外 長寿命化改修	南房総市	
		三芳中学校校舎外 大規模改修	南房総市	
		千倉中学校校舎外 大規模改修	南房総市	
		嶺南中学校校舎外 大規模改修	南房総市	
	屋内運動場	富浦小学校屋内運動場修繕	南房総市	
		三芳小学校屋内運動場外 大規模改修	南房総市	
		嶺南中学校屋内運動場 大規模改修	南房総市	
	屋外運動場	南房総市立三芳中学校校庭整備工事	南房総市	
	スクールバス	スクールバス整備事業	南房総市	
	給食施設	内房学校給食センター厨房機器更新	南房総市	
		外房地区学校給食センター（米飯施設含む）新設	南房総市	
	(2) 幼稚園	白浜幼稚園長寿命化改修	南房総市	
	(3) 集会施設、 体育施設等 図書館	図書館整備事業	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	千倉B&G海洋センター大規模改修 千倉総合運動公園 管理事務所大規模改修 千倉総合運動公園 野球場・トイレ・テニスコート・倉庫大規模改修 千倉総合運動公園体育館整備事業 丸山運動広場高圧受電設備更新 富山多目的運動場大規模改修 富山多目的運動場夜間照明改修事業	南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 幼児教育	旧富浦幼稚園解体 「具体的な事業内容」 鉄骨造平屋建 延床面積933.75㎡の解体一式 「事業の必要性」 旧園舎の解体と跡地の利活用 「見込まれる事業効果等」 隣接する児童遊園と一体的な利用による子育て環境の改善 旧北三原幼稚園解体 「具体的な事業内容」 鉄骨造平屋建 延床面積334㎡の解体一式 「事業の必要性」 旧園舎の解体と跡地の利活用 「見込まれる事業効果等」 維持管理費の軽減と跡地の利活用 旧南三原幼稚園解体 「具体的な事業内容」 鉄骨造平屋建 延床面積465㎡及び倉庫等の解体一式 「事業の必要性」 旧園舎の解体と跡地の公園化 「見込まれる事業効果等」 地域の賑わいや憩いの場、子育て世代の交流の場としての環境整備	南房総市 南房総市 南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	義務教育	学力向上推進事業 「具体的な事業内容」 市内一斉学力テストや全国学習状況調査などからのさまざまな学習支援 「事業の必要性」 成果と課題を明らかにし小・中連携した継続的な取組 「見込まれる事業効果等」 各校独自のアイデアを活かした事業 学校外教育サービス利用助成事業 「具体的な事業内容」 小学校 5、6 年生及び中学生の児童生徒の保護者に塾利用助成券を交付 「事業の必要性」 子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの学習環境の確保 「見込まれる事業効果等」 子どもの学力と学習意欲の向上や個性と才能の伸長を伴う子どもの成長促進 給食米飯推進・地場産物導入事業 「具体的な事業内容」 給食米飯化による差額補填と地元産農水産物の積極的な購入 「事業の必要性」 食習慣改善と学校給食食材の供給による地域の農水産業の活性化 「見込まれる事業効果等」 地元農水産物への関心や郷土理解促進と和食中心給食による生活習慣病予防 南房総学推進事業 「具体的な事業内容」 食農教育、一次産業を中心にした実体験をともなう学習への取組 「事業の必要性」 「南房総市への誇りと強い思い」を総合的な学習や特別活動で学習 「見込まれる事業効果等」 南房総市に対する郷土愛を持つ子どもの育成	南房総市 南房総市 南房総市 南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		特別支援教育総合推進事業 「具体的な事業内容」 障害のある幼児児童生徒とその保護者 への早期からの医療・福祉と連携した 支援 「事業の必要性」 障害のある幼児児童生徒の自立や社会 参加に向けた適切な支援 「見込まれる事業効果等」 幼児期からの一貫した支援により、個 に合わせた支援の提供	南房総市	
		旧南三原小学校校舎・屋内運動場・ プール解体 「具体的な事業内容」 校舎鉄筋コンクリート造2階建1,986 ㎡、屋内運動場鉄筋コンクリート造2 階建649㎡、プール等の解体工事一式 「事業の必要性」 旧園舎の解体と跡地の公園化 「見込まれる事業効果等」 地域の賑わいや憩いの場、子育て世代 の交流の場としての環境整備	南房総市	
		外国語指導者配置事業 「具体的な事業内容」 児童・生徒の外国語への興味関心と積 極的なコミュニケーションを育成 「事業の必要性」 一人ひとりの能力や特性に応じた学び の機会の確保 「見込まれる事業効果等」 「聞く」「話す」「読む」「書く」の基礎 づくりと英語による学習体験	南房総市	
		学校教育用パソコン等整備事業 「具体的な事業内容」 1人に1台配置した端末等の更新 「事業の必要性」 耐用年数経過による更新 「見込まれる事業効果等」 GIGAスクール構想による学習環境 のより効率的・効果的な展開	南房総市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		発達相談・トレーニング事業 「具体的な事業内容」 学習や集団生活に困難さがある児童生徒への支援及び学校、医療機関等と連携し、保護者への相談活動を実施 「事業の必要性」 保護者の理解不足による家庭での虐待や児童生徒の不登校や引きこもり、所属での飛び出し、暴力行為への対策が必要 「見込まれる事業効果等」 家庭での不適切な養育・虐待の防止、引きこもりや暴力行為の予防及び自己肯定感の向上による社会生活への適応	南房総市	
	その他	朝夷学校給食センター解体 「具体的な事業内容」 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積773㎡及び倉庫等の解体一式 「事業の必要性」 用途終了となる本施設を解体し、千倉中学校駐車場として運用 「見込まれる事業効果等」 維持管理費軽減と跡地を千倉中学校駐車場とすることによる学校施設の充実	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

(1) 現況と問題点

社会情勢の変化や人口の減少は、本市に急速な過疎化をもたらし、地域の連帯感の希薄化、行政への依存体質及び市民が主体となった活動の減少などを発生させている。

原因のひとつに本市では、町村合併に伴い旧町村の1地区に本庁機能を集約し、他の6地区の旧町村役場等を1支所5出張所として窓口業務等を行っているが、行政改革による支所等職員数の削減、業務内容の縮小化及び公共施設の統廃合などの影響により、旧町村区域内の市民には、疲弊感や市政に対して疎遠になったと感じる人が多い状況である。

また、本市には116の行政区が設置されており、行政と密接に連携して地域運営を進めてきたが、行政区内の人口の減少や加入率の低下などの影響により、行政区の活動規模が縮小しつつある。

行政区内の人口の減少は、区域内の空き家の増加をもたらし、区内の各所に寂れ感があり、特に山間部には現在使用されていない民家が散見され、防犯上の観点からも対策が必要である。

こうした状況を少しでも改善するためには、地域の課題を自ら解決する住民自治の仕組みづくりが求められており、行政と市民が協働し効果的に活動できる体制づくりを推進していくことが必要である。

(2) その対策

市民が地域の安心感、地域の賑わい、生きがいを持ちながら生活できるよう地域・集落機能の充実を図るために、ハード・ソフトの両面から必要な事業の整備促進に努める。

具体的には、合併前の旧町村ごとに特色ある地域づくりを推進していたことから、旧町村ごとに市民が主体となった住民自治組織「地域づくり協議会」を設置し、市民と行政が協働で地域運営を行う仕組みを構築した。

さらに、「地域づくり協議会」の活動を推進するため、市民が暮らす集落（行政区）についての強み・弱みを住民アンケートなどの実施により、調査・分析を行い、地域固有の課題や問題点を探りながら、問題解決を進めていく。

その活動を通して、市民と行政の活動の役割分担や相互に協力して活動すべきことをお互いが考えることにより、地域の安心・賑わい・生きがいを創出させ、元気なまちづくりの推進を図る。

そのための支援策として、「地域づくり協議会」の活動に対する支援及び地域支援員などの人材派遣を行う。

また、市外からの移住・定住を促進するためには、「地域づくり協議会」等と連携し、市内にある既存資源を見出し、より多くの移住希望者をひきつける資源に磨きをかけ、情報提供を行う。

公共施設再編を進めていく中で、多様な機能を集約した地域活力を高めていくための新しい地域住民の拠り所、地域交流施設整備を行うとともに、行政区に整備されている集会所等、地域の人が集う場所の整備を図る。

(3) 計画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	丸山分庁舎・地域センター大規模改修 コミュニティ集会施設整備事業	南房総市 南房総市	丸山公民館 含
	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	地域づくり支援事業 「具体的な事業内容」 旧町村単位に設置された地域づくり協 議会への運営交付金の交付 「事業の必要性」 地域づくり協議会の活動を支援し、協 働のまちづくりの推進 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化 地域づくり支援員設置事業 「具体的な事業内容」 旧町村単位に設置された地域づくり協 議会への地域づくり支援員の配置 「事業の必要性」 地域づくり協議会の運営支援と地域の 様々な活動団体等との連携調整 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化	南房総市 南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

(1) 現況と問題点

近年、日常の生活意識や価値観の多様化などにより、人生に楽しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心が高まっている。

文化は豊かな人間関係を育むものであると同時に、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供するものであることから、地域や家庭、学校教育の場において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接することができ、文化活動に参加できるような機会を拡充していく必要がある。

また、生活様式の向上が進み、少子化が進行していく中で、地域に永く伝わる民俗芸能や伝説などの正確な継承が困難になりつつある。

このような現状を踏まえ、先人が築き、継承してきた伝統文化と、郷土の歴史・文化に対する正しい理解を深め、後世への保護・継承を図ることの必要性を再認識し、貴重な文化を受け継ぎ、文化財の保存・整備を行うとともに、市民への意識啓発を図ることが必要である。

(2) その対策

民俗芸能などの無形文化財のほか、歴史的な建造物や美術工芸品など有形文化財の保全と活用を図り、各地域の伝統文化の継承に努める。

また、市内に分散して保管してある歴史民俗資料を後世に保存継承していくとともに、地域文化に係わる学校教育や生涯学習活動に資する施設の整備に努めるほか、観光との連携を図りながら、新しい地域文化の創出を推進する。

(3) 計画
事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業	滝田城址駐車場トイレ解体 「具体的な事業内容」 滝田城址駐車場トイレの解体 「事業の必要性」 用途終了による施設解体 「見込まれる事業効果等」 維持管理費軽減	南房総市	
	その他	白浜民俗資料収集室解体 「具体的な事業内容」 白浜民俗資料収集室解体 「事業の必要性」 用途終了による施設解体 「見込まれる事業効果等」 維持管理費軽減	南房総市	
		土師部の館解体 「具体的な事業内容」 土師部の館解体 「事業の必要性」 用途終了による施設解体 「見込まれる事業効果等」 維持管理費軽減	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球規模で進んでいる地球温暖化の問題は、自然環境から私たちの生活まで大きな影響を与えており、気温の上昇や大雨の頻度の増加等をはじめとする気候変動の影響は、自然と共生する本市にとって、今後、避けることのできない大きな課題となっている。

また、政府においては、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、地域の課題として、国・自治体・地域企業等が一丸となって脱炭素に向けて取り組んでいくこととされている。

森林資源については木材としての利用価値が低く、森林整備が進んでいない状況がある。林地残材や間伐材等、未利用の資源をエネルギーとして利用を促進する必要がある。

(2) その対策

公共施設における温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの活用などの対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進について市民や事業者への普及啓発を行い、地域特性や気候風土等に応じた地球温暖化対策を進める。

森林整備の観点からも森林資源を継続的に活用することは資源循環につながり、脱炭素型社会の実現への方策として有効である。そのため、暖房機の導入コスト等の一部を補助し、森林資源のエネルギー利用を促進していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11再生可能エネルギーの 利用の推進	(2)過疎地域持 続的発展特 別事業 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 利用	省エネルギー設備等導入促進事業 「具体的な事業内容」 省エネルギー設備設置への補助 「事業の必要性」 地球温暖化対策促進 「見込まれる事業効果等」 エネルギーの安定確保、地球温暖化 防止対策	南房総市	
		資源循環推進事業 「具体的な事業内容」 家畜ふん堆肥の流通促進と施設園芸 用木質バイオマス暖房機導入の支援 「事業の必要性」 資源循環による環境保全型農業推 進、森林資源エネルギー利用促進 「見込まれる事業効果等」 農産物の生産力向上、森林資源の地 産地消と脱炭素化の促進	南房総市	
		木質バイオマス暖房機導入事業 「具体的な事業内容」 住宅用・施設園芸用木質バイオマス 暖房機導入の支援 「事業の必要性」 森林資源のエネルギー利用の促進 「見込まれる事業効果等」 森林資源を活用したエネルギーの地 産地消と脱炭素化の促進	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 協働のまちづくり

近年の社会は、価値観の多様化により社会ニーズが複雑化し、行政だけでは解決できない問題が増加している。

一方、市民の社会参画の気運は強く、まちづくりへの関心は高まり、市民団体の活動も行われている。

そのため、行政と市民がお互いの役割と立場を十分理解しあい、地域社会に共通する課題の解決や目標の実現に向け協力し合う体制づくりが必要である。

また、このような現状を踏まえ、市民と行政がともに地域運営を担うための核となる施設、地域コア施設と機能整備が必要である。

併せて、今まで行政職員が担ってきた地域のコーディネーターとしての役割を担うことのできる人材の育成が急務である。

このように、市民協働によるまちづくりを推進し、市民が、誇りをもてる地域にしていくことが必要である。

イ 男女共同参画

過疎化が進行する中で、女性の能力を活用する社会的要請が高まり、男女が互いに持てる能力を発揮し、共同して活気ある地域づくりを進めていくことが求められている。

しかしながら、固定的な男女の役割分担意識などから女性の家事や育児、介護等における負担は重く、また地域づくりにおける施策方針決定への参画や、職場等において能力を発揮できる環境整備などは、まだ十分とはいえない。

そのため、固定的な男女の役割分担意識を払拭し、職場や地域、家庭など社会のあらゆる分野で参画を促進し、その能力を発揮できる環境づくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 協働のまちづくり

市民活動を推進していくための補助を行い、活動団体の基盤を固める。

地域運営組織を運営していく中で、核となる人材を発掘し、研修会等に参加させ、地域リーダーとして育成する。

そこから、「新たな公共のスタイル」を確立し、実践する。

イ 男女共同参画

本市の男女共同参画基本計画を確実に実行するため、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個別と能力を発揮することができ男女共同参画社会の仕組みづくりを進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	市民活動応援事業 「具体的な事業内容」 市民活動応援事業による、市民活動支援 「事業の必要性」 市民と行政の協働によるまちづくりの推進 「見込まれる事業効果等」 地域の活性化	南房総市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成27年6月に「南房総市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に「南房総市公共施設等総合管理計画個別計画」を改定し、住民が安心して利用できる施設維持のため、公共施設の整備、維持管理、運営を行うことで、可能な限り次世代に負担を残さない効率的で効果的な公共施設の最適な配置を実現し、本市の持続的発展に努めるものである。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業	住宅取得奨励事業	南房総市	
		空き家利活用促進事業	南房総市	
		移住・定住推進事業	南房総市	
		シティプロモーション推進事業	南房総市	
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別 事業	アワビ稚貝放流事業補助金	市内漁業協同組合	
		堆肥利用促進事業	南房総市	
		新規就農者支援事業	南房総市	
		地産地消推進事業	南房総市	
		特産品振興事業	南房総市	
		創業支援事業	南房総市	
		クラウドソーシング人材育成事業	南房総市	
		新たな仕事と雇用創出支援事業	中小企業者等	
		中小企業人材育成事業	南房総市	
		UIターン者就業奨励事業	南房総市	
		情報通信関連業人材育成事業	中小企業者等	
		情報通信関連企業支援事業及び雇用創 出支援事業	中小企業者等	
		商工会補助金交付事業	市内商工会	
		中小企業者融資資金利子補給事業	市内商工会	
		商工祭補助金交付事業	実行委員会	
		房州うちわ振興協議会運営事業	振興協議会	
		観光施設等撤去事業	南房総市	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	ニューツーリズム推進事業	南房総市	
		星空保護区推進事業	南房総市	
		企業誘致奨励事業	中小企業者等	
		新たな仕事の間活用調査事業	中小企業者等	
		富山畜産ふれあい牧場等施設等解体工事	南房総市	
		フラワーマーチ関係事業	南房総市	
		アワビ増産総合対策事業補助金	市内漁業協同組合	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域情報通信基盤維持管理事業	南房総市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域生活路線維持事業	南房総市	
		市営路線バス管理事業	南房総市	
		公共交通の利便性向上に関する事業	南房総市	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	岡本川雑排水共同処理施設解体撤去事業	南房総市	
		家庭雑排水処理施設等維持管理事業	南房総市	
		白浜清掃センター解体事業	南房総市	
		清掃センター改修事業	南房総市	
		和田最終処分場解体事業	南房総市	
		千倉最終処分場維持管理事業	南房総市	
		鋸南地区環境衛生組合ごみ処理施設改修等事業負担金	南房総市	
		千倉衛生センター解体事業	南房総市	
		鋸南地区環境衛生組合し尿処理施設改修等事業負担金	南房総市	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持 続的発展特別 事業	ごみ集積場整備事業補助金	南房総市	
		環境都市づくり推進事業	南房総市	
		合併処理浄化槽整備事業補助金	南房総市	
		河川水質検査事業	南房総市	
		不法投棄防止対策事業	南房総市	
		環境美化活動推進事業	南房総市	
		北三原農村広場照明施設等解体撤去工事	南房総市	
		防火水槽等撤去工事	南房総市	
		消防団詰所等解体工事	南房総市	
		空き家対策総合支援事業	南房総市	
		上水道漏水調査委託	南房総市	
		木造住宅耐震化促進事業	南房総市	
		ブロック塀等撤去事業	南房総市	
		宅地耐震化推進事業	南房総市	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業	旧和田保育所解体	南房総市	
		子育て支援・教育相談事業	南房総市	
		保育所等特別支援事業	南房総市	
		病児・病後児保育事業	南房総市	
		老人クラブ事業	南房総市	
		緊急通報システム事業	南房総市	
		外出支援サービス事業	南房総市	
		シルバー人材センター運営事業	南房総市	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業 社会福祉協議会運営費補助事業 介護福祉士修学資金貸付基金の貸付	南房総市 南房総市 南房総市	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	看護師等修学資金貸付基金の貸付	南房総市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	旧富浦幼稚園解体 旧北三原幼稚園解体 旧南三原幼稚園解体 学力向上推進事業 学校外教育サービス利用助成事業 給食米飯推進・地場産物導入事業 南房総学推進事業 特別支援教育総合推進事業 旧南三原小学校校舎・屋内運動場・プール解体 外国語指導者配置事業 学校教育用パソコン等整備事業 発達相談・トレーニング事業 朝夷学校給食センター解体	南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市 南房総市	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり支援事業 地域づくり支援員設置事業	南房総市 南房総市	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業	滝田城址駐車場トイレ解体 白浜民俗資料収集室解体 土師部の館解体	南房総市 南房総市 南房総市	
1 1 再生可能 エネルギーの利 用の推進	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業	省エネルギー設備等導入促進事業 資源循環推進事業 木質バイオマス暖房機導入事業	南房総市 南房総市 南房総市	
1 2 その他地 域の持続的発展 に関し必要な事 項	過疎地域持続 的発展特別事 業	市民活動応援事業	南房総市	

南房総市過疎地域持続的発展計画

令和3年9月 策定

南房総市総務部企画財政課

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28

TEL 0470-33-1001

FAX 0470-20-4598

URL <http://www.city.minamiboso.chiba.jp>

E-mail kikakuzaisei@city.minamiboso.lg.jp